



租稅論 第二篇



114  
A1442  
2



租稅論

第二篇目次

總論 比例稅及累進稅

特別稅、要並 = 普通稅、要

英國地方稅、例

特別稅法、弊

アタムスミス氏、租稅四則

比例稅並 = 累進稅

累進稅論者、說

負擔平均、辨妄

累進稅、法ハ情論ニシテ條理ナキヲ

政府カ各級ノ人民ニ盡ス所ノ職務ノ費用

政府カ盡ス所ノ職務ノ費用ト私立會社カ盡ス所ノ

職務ノ費用ノ對比

大正十一年四月  
天隈侯爵邸寄贈

累進税ノ臆測ナルヲ

無限ノ累進

累進税ハ富民ノ財産ヲ掠奪スルヲ

累進税ノ弊害

累進税ハ收入ヲ得ル能ハサルヲ

巨大ノ資本歳入ハ寡数ナルヲ

普魯士國アインコムノインスタイヤノ例

合衆國ノ例

瑞士國諸州ノ累進税

瑞士國ノ實踐ハ累進税ノ善美ナルヲ証スル足ラカ

ルヲ

瑞士國ノ累進税ハ薄歛ニシテ通例低度ニ止マルヲ

累進税ノ收入ハ比例税ニ大異ナキヲ

累進ノ外形ヲ有スル税法ノ例

佛國等ノ動産税

下等歳入ノ税ヲ際シ次等歳入ノ税ヲ輕減スルハ累

進税ニ累ナルヲ

第二篇 租稅總論 比例稅及累進稅

前篇ニ於テ租稅ノ程度ハ理論ヲ以テ豫定スヘキモノ  
ニアラスト雖實地ノ經驗ヲ斟酌シ大凡ソ最低點最高  
點ノアル處ヲ論セリ次テ本篇ニ於テハ專ラ租稅徵課  
法ノ得失ヲ講究セントス  
余輩ハ租稅ノ義解ヲ論スルニ當リテ租稅ハ政府ノ費  
用トシテ國民之ヲ給スル者ナリ而シテ政府ノ費用ト  
ハ只ニ行政費ニ止ラスシテ國債元利ノ仕拂ニ供スル  
者モ亦政府ノ費用ナルヲ説ケリ此意ヲ推シテ之ヲ見  
レハ理論上ニ於テハ國民カ各自ニ負フ處ノ租稅ハ各  
々政府ヨリ受ル所ノ利益ノ多少公債ヲ負擔スヘキ責  
任ノ輕重ニ應シテ必ス平均セサルヘカラサルカ如シ  
元來租稅ニ特別稅ノ制アリ特別稅トハ中央政府地方

廳郡區役所等ニ於テ公衆ノ為ニ盡ス所ノ費用トシテ直接ニ人民カ之ヲ拂フモノヲ云フ方今開明諸國ニ於テハ諛制ヲ行ナフ者少ナカラス佛國ニ於テハ郵便稅巴里府ノ掃除費ノ如キ即チ之レ特別稅ナリ第十九紀ノ初メニ當リ佛國ニ於テ道路稅トシテ浴道ノ民若クハ道路ヲ使用スル者ヨリ直接ニ租稅ヲ拂フノ制アリ近年セシ州ノ一知事(後大藏卿ニ任セラレシ者)ハ諛制ヲ以テ市府ノ諸稅ヲ徵收センコトヲ謀レリ諛制ノ最モ發達セシ者ヲ英國トナス英國ノ郡市邑宗邑ノ直稅ハ過半特別稅ノ制ニ據ル其實際ニ於ケルハ未タ必スシモ悉ク特別稅ナラサルモ其名ニ於テハ特別稅ニシテ諛稅ヨリ生スル所ノ利益ヲ受クヘキ者ニ課スルヲ法トス故ニ英國ノ市邑ニ於テハ點燈鋪石費下水費

水道費博物館費、顯狂院費、警察費ノ目アリ又普通費ヲ設ケテ特別稅ナキ費用若クハ諸特別稅ノ不足ヲ補フモノトス宗邑ハ郡市邑ノ小部分(余カラドミニストラシヨン、ロカル、アン、フランスマ、エ、アン、アングルテール及ヒフイスコ、氏フ、ハン、デーヤ、ストレーテン、氏ノレ、タキス、ロカル、アン、アングルテール、アン、エトコス、エ、アン、イルランド)ヲ參考スヘシニシテ又數種ノ稅アリ即チ救貧費特別稅ノ最要ナル者(國道稅等)ノ如キ之レナリ州郡ハ鄉村ノ宗邑ノミヲ以テ成リ市邑ヲ包有セサル者ニシテ州郡稅ノ外警察費等ノ特別稅アリ然ルト雖英國ニ於テ特別稅ノ制ハ專ラ地方ニ存スルモノニシテ中央政府ノ徵收ニ於テハ更ニ其跡ヲ見ス

嚴ニ特別稅ノ意ヲ達セント欲スル時ハ每稅各々其使

用ヲ別ニシ甲税ノ收入餘リアリテ乙税ノ收入足ラサ  
ルモ甲乙相流用スヘカラス故ニ特別税ノ弊タルヤ會  
計ノ法頗ル繞密トナリ施政上ニ於テ無教ノ困難ヲ免  
レサルニ至ルニアリ若シ特別税ヲシテ眞ニ名實相適  
ハシメント欲セハ一税毎ニ別ニ局ヲ置キ役員ヲ異ニ  
シテ事務ノ處分ヲナカ、ルヘカラス萬一數種ノ租税  
ノ處分ヲ合セテ之ヲ一局ニ任スル時ハ甲費ノ為メニ  
課セル租税ノ收入足ラス乙費ノ為メニ課シタル租税  
ニ餘リアレハ乙税ノ收入ヲ以テ甲税ノ欠ヲ補ヒ相流  
用スルノ弊ヲ免レサルヘシ故ニ英國ノ宗邑ニ於テハ  
事務取扱ノ局數多アリ各々相獨立シテ事務ノ處分ヲ  
ナス即チ道路撫察、點燈、撫察、寺院事務、埋葬委員  
ノ如キ皆各々特別ノ税ヲ課シテ事務ノ處分ヲ異ニス

特別税ノ制ヲシテ完全ナラシメント欲セハ尚一他ノ  
欠クヘカラスモナリ則チ百般ノ租税ニ各々別ニ  
税率ヲ定メ被税者カ得ル所ノ利益ト其拂フ所ノ租税  
ト相比例シテ不公平ノ事ナカルヘシ元來特別税ヲ行  
フ時ハ每税別ニ税率ヲ定ムルヲ法トス殊ニ英國ノ  
宗邑ニ於テハ此事大ニ行ハレタリ然ルニ英國今日ノ  
勢ヲ見ルニ特別税率ノ法日ニ消滅シ數種ノ特別税ハ  
大半皆救貧税(英國ノ救貧税ハ地租ナリ)ノ附屬タルニ  
過キスシテ尚佛國ニテ副税ノ直税ニ於ケルカ如キ者  
トナレリ是等ノ税ニ至リテハ國民モ亦其特別ニ拂フ  
所ノ者ハ果シテ其用ニ給セラルヤ否ヤヲ問ハサルニ  
至レリ故ニ英國ノ特別税ハ多クハ只其名ヲ存スルノ  
ミ又特別税ニアラサルナリト云フモ敢テ不可ナルナ

カレハシ然リ小虽英國ノ宗邑ニ於テ真ノ特別税ナキ  
ニアラス點燈費ノ如キハ純然タル特別税ニシテ救貧  
税ニ屬セス別ニ税率ヲ定メ現ニ家屋アル地ハ家屋ナ  
キ地ニ三倍ノ税ヲ課スルヲ法トス警察費モ亦特別税  
ニシテ家屋ノ有無ヲ問ハス課スルモノトス特別税ノ  
制ハ理論上ヨリシテ之ヲ見レハ首尾相合フテ經濟學  
ノ真理ニ適スルカ如シト虽之ヲ實際ニ施カント欲セ  
ハ計算ノ繞密ナル毎税々率ヲ異ニスル過多ノ役員ヲ  
要スル賦課多クハ不公平ヲ免レサル一税ノ收入ニ餘  
リアリテ一税ノ收入是ラサル等其困難實ニ云フヘカ  
ラサルモノアリタトヘハ道路ノ為ニ特別税ヲ課ス  
ルニ偏重ノ患ナカラシメント欲スルモ殆ント能クス  
ヘカラス凡ソ特別税ノ制ニ據リ道路費ヲ課スルニ

法アリ一ハ一切道路ニ関スル經費ヲ以テ沿道ノ地主  
ニ負擔セシムルト一ハ專ラ其道路ヲ過クル諸車ニ課  
スルモノ之レナリ談法タルヤ孰レモ大不便ヲ免レカ  
ル者ニシテ被税者ノ頗ル嫌厭スル所ナリマカウレ  
氏ノ言ニ據レハ千六百八十八年以前英國ノ道路弊惡  
ニシテ通運不便ヲ極メタルハ一ニハ鄉村ナル宗邑ヲ  
經過スル所ノ道路修繕ハ宗邑ノ義務ナリシニ由ルト  
元來市府ハ鄉村ノ道路ヲ用ヒスト虽其道路ノ為メニ  
得ル所ノ利益ハ敢テ鄉村ト異ナラサルモノナリ然ル  
ニ豈ニ獨リ其修繕費ヲシテ鄉村ノ宗邑ニ負ハシムル  
ノ理アラシヤ又道路費トシテ往來ノ人民ニ徵課スル  
ノ不便ナルハ照々トシテ論ヲ待タサルナリ  
方今特別税ノ制ハ日ニ消滅スルノ勢アリトス元來特

別税ノ性質タル決シテ國税ニ行ナハルヘキモノニア  
ラス只郡區市邑ノ收入ニ用ユルヲ得ヘキノミ凡ソ社  
會ノ形情進歩スレハ無形ノ事務必ス從ツテ増加シ特  
別税ノ制ヲ行ナフヘカラサルニ至ルヘシ譬ハ海陸  
軍ノ如キ司法ノ如キ其他數多ノ事務アリ各々之カ為ニ特別ノ  
税率ヲ定メ特別税ヲ行ナハント欲スルモ豈ニ容易ナ  
ランヤ往古ハ裁判入費ナルモノ殊ノ外不當ニシテ訴  
訟人ノ困難トナレリ凡ソ開明社會ニ於テ司法ノ人民  
ニ盡ス所ノ者ハ只ニ訴訟人ノ為メニアラス訴訟セサ  
ル者ト虽均シク其利ヲ被ハルモノトス如何トナレハ  
司法ノ要ハ是非曲直ノ判決ニアラスシテ訴訟ナカラ  
シムルニアレハナリ

英國ト虽方今ノ特別税ハ只其名ト形トヲ存スルノミ

ニシテ大半ハ救貧税ト相混シ同事務官ノ手ニ任シテ  
處分セシムルニ至リシハ既ニ論スル所ノ如シ

尚茲ニ一言スヘキモノアリ凡ソ人民カ負擔スル所ノ  
租税ハ各々其受ル所ノ利益ノ割合ニヨルノミナラス  
失政ノ責任並ニ其失政ヨリ生スル所ノ負債仕拂ノ義  
務ノ割合ニ應スル者ナルハ已ニ論セシ所ノ如シ由是  
觀之ハ國民カ各々負フ所ノ租税ハ一ニハ政府ノ經費  
ヨリ得ル所ノ利益ノ割合ニヨリ一ニハ政府カ負債ヲ  
生セシ原因ノ責任ノ割合ニ據ラサルヘカラサルナリ

國民カ各々負擔スヘキ失政ノ責任ハ發許ナルヲ綜  
索シテ之ヲ証明スルハ決シテ能クシ得ヘキモノニア  
ラス若シ之ヲ探究セント欲スル者アラハ徒ニ自己ノ  
欲ニ誘導セラレ失政ノ責任ヲ以テ一ニ當時執政者ノ



負フヘキモノトナシ其執政者ハ人民カ自ラ之ヲ任セ  
シ者ナルヲ問ハスシテ遂ニ誤謬ヲ免レサル者アリ  
余輩ヲ以テ之ヲ見レハ全国一致シテ失政ノ責任ヲ負  
擔スルヲ最モ當然ナルヘシ或ハ以為ラク凡ソ國民ト  
シテハ政府ヨリ利益ヲ被ルモ亦政府ノ失擧ヲ任スル  
モ各々其歳入ノ多少ニ應スヘシ故ニ各々其財力即チ  
歳入ニ應シテ租税ヲ納レサルヘカラスト此税クルヤ  
只ニ臆測ノ見タルニ過キサルヤ明カナリト虽頗ル過  
ナキニ近カラシカ況ニヤ佛國ノ如キ自治社會ニシテ  
國民各々參政ノ權ヲ有スト虽富民ノ權カ尚ホ未タ盛  
ナルニ於テヲヤ  
然ラハ則チ國民ノ財力ニ應シテ租税ヲ納レシメント  
欲スルハ萬世一定ノ理ニアラス寧ロ公衆ノ意ナリト

云フヘシ然リト虽實施上ニ於テハ頗ル當然ニシテ有  
益ナル輿論ト云フヘキナリ談意ニ從フ時ハ税率定布  
ノ法ヲ簡ニシ税種ヲ定ムルニ一定ノ基ヲ立ルヲ得ハ  
ク財政上ノ良具ハ只之レアルノミ國民ノ為メニハ壓  
抑ヲ避ルノ城砦ナリト云フモ敢テ過言ニアラハルヘ  
シ若シ人民ノ財力ニ據ラスシテ租税ヲ課スル時ハ臆  
測ト不公平トヲ免レサルナリ  
本文ニ歳入ト云ハスシテ財力ト云フ者ハ其語タル  
ヤ洪邈タリト虽寧ロ當然ナルヲ覺ユレハナリ凡ソ  
租税ヲ歳入ニ課スルハ其歳入ノ性質如何ヲ問ハス  
一般ニ同率ヲ以テスルモノニアラス常ニ確定セル  
歳入ニハ人ノ労働ニヨリ生スル所ノ歳入即チ一時  
若クハ不定ノ歳入ニ課スルヨリ多カラサルヘカラ

一 故ニ歳入ニ税ヲ課スルト云ヒ而シテ其性質ト定  
不定ニヨリテ税率ヲ異ニスヘキナリト云ハシヨリ  
却テ財カト云ハ解シ易カルヘシ假令人ノ勞働ニヨ  
リテ生スル所ノ歳入即チ一時若クハ不定ノ歳入ハ  
幾許カ税率ヲ輕減セラルヘキノ理由アリト虽之ヲ  
シテ全ク租税ヲ免レシマルヲ能ハカルナリ然ラハ  
是等ノ歳入ハ一定ノ歳入税率ノ半ヲ課スレハ當然  
ナルヘシ

アタハスミス氏ハ租税ノ良制如何ヲ探究シ四條ノ定  
則ヲ置ケリ

第一 凡ソ國民タル者ハ可成丈ケ其財力ニ應シテ政  
府ノ費用ニ供給スヘシ即チ各々其有スル所ノ歳入ニ  
應シテ政府ニ支給スヘシ抑モ政府費用ノ一國人民ニ

於ケルハ尚一大財産取扱費ノ衆財費ニ於ケルカ如シ  
其財産所有主タル者ハ各々其所有高ニ應シテ費用ヲ  
給セサルヘカラス云々談説タルヤ前記ニ比スレハ及  
ハサルヲ遠シト虽國民各々租税ヲ払フヘキノ原由ニ  
至リテハ論シ得タル者ト云フヘシ

第二 國民ノ負フ所ノ租税ハ宜シク精確ナルヘシ決  
シテ租畧ナルヘカラス收税ノ時節收税ノ方法收税ノ  
額ハ宜シク公明正大ニシテ被税者ハ勿論一般ノ人民  
ヲシテ之ヲ知ルヲ得セシムヘシ

第三 凡ソ租税徴收ノ方法若クハ徴收ノ時節ハ被税  
者ノ為メ最モ便利ナリト思フ方法若クハ時節ニ於テ  
スヘシ

第四 凡ソ租税ヲ徴收スルニハカノテ人民ノ出ス所

ノ者ト政府ニ入ル所ノ者ニ大差ナカラシムヘシ又人  
民カ之ヲ出シテヨリ政府ニ入ル迄ハカノテ速カナラ  
シムヘシ  
是レ則チアダムスミス氏ノ四則ニシテ其三條ハ則チ  
租税ノ賦課徴收ニ関スルモノニシテ實施上ノ則トス  
一ハ則チ租税ノ分配ニ関スルモノニシテ理論上ノ則  
トス談條ハ往々世論ノ可否スル所ナリト虽余輩ハ今  
之ヲ可トセシヲ以テ之ヲ辨セサルヘカラス  
世ノ累進税ノ說ヲ唱フル者ハ国民ノ財力ニ比例シテ  
租税ヲ課スルノ制比例税ヲ難シ世人往々談說ニ同シ  
學者ヲ以テ自ラ任スル者ト雖亦之ニ同シテ辨論スル  
者少ナカラス  
抑モ累進税トハ如何ナル税法ナルヤ其據ル所ノ理論

上ノ主義ハ如何ニ實施上ノ效驗ハ如何ニ請フ之ヲ講  
究セン  
已ニ論セシカ如ク比例税ハ常ニ國民ノ歳入高ニ應シ  
テ均一ニ徵課スルモノニシテ歳入ノ大小如何ヲ問ハ  
サルナリ故ニ税率ニ變化ナク變換スル者ハ歳入ノミ  
然ルニ累進税ノ法タルヤ歳入高ノ大小ニ從テ税率  
ヲ異ニシ歳入ノ大ナル者ハ税率從ツテ重シ故ニ税率  
ハ歳入ノ増加ト共ニ増加スヘシ  
或ハ云フ比例税ヲ以テ歳入ノ高ニ比例セシテ租税  
ヲ拂フ難易ニ比例スヘシ譬ハ年々一萬フランクノ  
歳入ヲ有スル者ニシテ一千フランクヲ拂フハ一千フ  
ランクノ歳入ヲ有シテ百フランクヲ拂フヨリ容易ナ  
ルヘシ故ニ若シ一千フランクノ歳入ヲ有スル者ニ一

割ノ税ヲ課セハ一萬フランクノ歳入ヲ有スル者ニハ  
一割五分乃至二割ヲ課スヘキナリト

談説タル豈ニ理ノ當然ナルモノナランヤ果シテ能ク  
之ヲ實際ニ行ナフヲ得ヘキカ能ク下民ノ負擔ヲ輕減  
シテ富民ヲ苦マシムルナキヤ余輩ヲ以テ之ヲ見レハ  
談説ヤ只ニ情論ニ過キサル者ニシテ敢テ理ノ據ルヘ  
キ者ヲ見サルナリ若シ累進ノ度ヲシテ小ナラシメン  
カ實際ニ於テ人民ノ為メニ見ルヘキノ成績ヲ生セサ  
ルヘシ之ヲシテ大ナラシメンカ公衆ノ難苦云フヘカ  
ラサルニ至ラン

元來前賢ノ説ヲ借リテ自己ノ説ヲ証スルハ道理ヲ推  
究シテ之ヲ証スルヨリ容易ナリ世間累進税ノ説ヲ唱  
フル者ハ往々前賢ノ言ヲ引証ス余輩ハ今累進税ヲ論

究スルニ當ツテ先ツ談税ノ根據トスル所ノ者ヲ論ス

ヘシ請フ先ツモンテスキュー代ヨリ始メシ代嘗テア

セシスノ累進税ヲ論シテ曰ク

アセシスノ租税ハ比例税ニアラスト虽公正ナリト云

フヘシ其比例ヲ定ムルヤ均一ニ財産ニ應セスト虽家

計ニ應シテ比例ヲ定メシモノナリ凡ソ國民産業ノ度

ニ三アリ必要適宜剩餘トナス必要ハ一般同一ニシテ

貧富上下ノ別ナカルヘシ故ニ必要ニ税ヲ課スヘカラ

ス適宜之ニ次ク故ニ税ヲ課スト虽剩餘ヨリ少ナキヲ

要ス剩餘ノ多少ニ應シテ税率ヲ定メハ剩餘ヲ防クヘ

シ云々  
此言タル以テ人ヲ信服セシムルニ足ラス往古希臘ノ  
共和諸國ニ於テ政府カ義務トセシ所ノ者ハ剩餘ヲ墮

シカマテ人民ノ富ヲ平均スルニアリシハ昭々トシテ  
歴史ニ明カナリ然ルニ方今社會ノ思考ハ大ニ之ニ反  
シ苟シクモ開明國ノ議員タル者ハ政府ヲシテ擅マ、  
ニ國民ノ剩餘ヲ絞吸セシムルヲ肯ニセサルナリ若シ  
累進税ノ效驗ハ必ス國民ノ剩餘ヲ絞吸スルニ至ルヲ  
証明スルモノアラハ實ニ累進税法ノ不幸ナルヘシ然  
レトモモンテスキユ一氏カ國民ノ必要ニハ決シテ租  
税ヲ課スヘカラスト云フニ至リテハ余輩敢テ之ヲ捨  
ス之レ只ニ往古ノ定説ニアラス今世モ尚唱フル所ノ  
者ナリ殊ニ日耳曼ノ學士等ハ之ヲ唱ヒテ曰ク生存ノ  
最小點即チ必要ノ最小點ニ租税ヲ課スヘカラスト此  
言タル實際ニ於テ頗ル不便ヲ免レサルニ似タリ彼ノ  
輩ハ何ヲ以テ生存ノ最小點即チ必要ノ最小點トナス

カ其意ヲ知ルヲ得サルナリ夫レ人生必要ノ最小點ハ  
國ニ依リテ異ナリ時代ニ依リテ異ナリ決シテ萬世一  
定ナル者ニアラス加フルニ佛國ノ如キ自治ノ國ニシ  
テ上下皆國政ニ參與スルノ權ヲ有シ而シテ國民ノ過  
半賦税ヲ免ル時ハ其不便實ニ言フヘカラサルニ至ラ  
ン  
累進税ノ説ヲ唱フル者ハ又往々セアンゲマツクル  
リ一氏ベルナータシテサンピヤ氏コンドルセル氏  
等ヲ引証ス然ルニ是等ハ皆文學士或ハ哲學士ニシテ  
共ニ經濟ヲ談スヘキニアラス財政學士モニチオン氏  
ハ少シク累進税ノ説ニ同スル所アルカ如シ世或ハア  
ダムスミス氏ノ言ヲ擧テ氏ヲ以テ累進税黨ニ加ヘン  
ト欲スルカ如シスミス氏ノ言ニ曰ク富民ヲシテ其歲

入ノ此例ノ餘ニ政府ノ費用ヲ補ハシムルモ敢テ大ニ  
不當ナリト云フヘカラスト此言ヲ取リテスミス氏ヲ  
以テ累進税ヲ唱フル者トナサント欲スルハ奇ト云フ  
ハシ氏ノ言タル只富民ヲシテ其割前ヨリ少シク多ク  
ヲ拂ハシムルモ大不當ト云フヘカラスト云ニ過キス  
シテ敢テ別意アルニアラサルナリ何ヲ以テカ之ヲ証  
セン曰クアダムスミス氏ハ理論ニ拘泥セサルヲ以テ  
實際ニ於テ或ハ此事アルモ敢テ深ク尤ムルニ足ラス  
ト云ヒシニ過キス而シテ其自ラ置ケル定則ト相背馳  
スルノ跡アルニ至リシハ不幸ト云フヘキナリ然ルニ  
到底氏ノ定則コソ其本意ノアル所トナカハルヘカラ  
ス其第一則ハ已ニ掲載セシ者ニシテ左ノ如シ  
凡ソ國民タル者ハ可成大ケ其財力ニ應シテ政府ノ

費用ニ供給スヘシ即チ各々其歳入ニ應シテ政府ニ  
支給スヘキナリ  
之レ則チスミス氏ノ大主意ノアル所ナリ然ルニ之ヲ  
實施スルニ當リテハ毫釐モ其理ニ反カサルヲ必セス  
富民ノ負擔ハ少シク貧民ヨリ重キモ計ラレス故ニ氏  
ハ萬一此事アルモ敢テ大不當ニアラスト云ヒシモノ  
ニシテ亘シク之ヲ行ナフヘシト云ヒシニアラカルナ  
リ今日ノ如ク各国往々自治ノ政體ニ歸シ下民參政ノ  
權ヲ有シ富民ノ少數ナル常ニ抑壓ヲ免レサルノ勢ア  
ルヲ見ハスミス氏ハ蓋シ益々之ヲ行ナフヘシト云ハ  
サルヘシ  
由是觀之ハアダムスミス氏ハ決シテ累進税黨ノ人ニ  
アラサルナリ之ニ反シテゼアシバプロチストセー氏コ

ソ累進税ノ説ヲ唱フル者ト云フヘシセー氏ノケール  
テユノミール、ホリチークニ云フアリ

均一ニ比例税ヲ課スレハ富者ニ輕ク貧民ニ重カラ  
サルナキヲ得ンヤ今僅カニ一家ヲ養ナフニ足ル所  
ノ歳入ヲ得ル者ハ英邁ノ才識廣大ノ沃土巨額ノ資  
本ヲ有シテ任意ノ生活ヲ樂ムノミナラス又年々其  
財産ヲ増殖スル所ノ者ト同一ノ比例ヲ以テ担税ヲ  
負擔スルノ理アラニヤ斯ノ如キ處分ヲ以テ豈ニ公  
平無偏ト云フヲ得ンヤ

セアン、バポチスト、セー氏カ累進税ニ意アルハドレ  
テ、テユノミール、ホリチークニ於テ益々明カナリ其言  
ニ曰ク一人若クハ一家ノ歳入僅カニ其生ヲ送ルニ足  
ル時ハ以テ小ナリトス歳入ノ大ナル者モ尚大小數等

アリ今其歳入ノ多少ニ從ツテ各々其欲ヲ剝キ最少ナ  
ル者最少ノ欲ヲ殺クモ敢テ妨ケサルヘシ故ニ若シ各  
家ニ担税ヲ賦スルニ歳入ノ小ナル者ハ其負擔ヲ輕フ  
セント欲セハ宜シク同一ノ税率ヲ以テセスレテ累進  
率ヲ用ユヘシ譬、ハハ比例税ヲ課シテ各々歳入ノ十分  
一ヲ徵ストセハ一家三十萬フランクノ歳入ヲ有スル  
者ハ三萬フランクヲ出スヲ以テ尚二十七萬フランク  
ヲ餘ス一家ノ生計ニ一年二十七萬フランクヲ有セハ  
敢テ人生ノ幸福ニ欠ク所ナカルヘシ之ニ反シテ三百  
フランクノ歳入ヲ有スル者ハ僅ニ二百七十フランク  
ヲ餘スノ理ナリ我佛國社會ノ形狀ニテ豈二百七十フ  
ランクヲ以テ一年ノ生計ヲナスニ足ランヤ然ラハ則  
テ只ニ同一ノ税率ヲ以テ比例税ヲ課スルノ公平ナラ

カレヤ明カナリ是レ蓋シアタム、スミス氏ヲシテ富民ニ其歳入ノ比例外ニ政府ノ費用ヲ負擔セシムルモ敢テ不當ニアラサルナリト云ハシメシ所以ナリ尚一步ヲ進メテ余ハ租税ヲ徵課スルニ公平ナル法ハ只累進税ノ法アルノミト云ハン云々

談論タル實ニ奇怪トモ云フヘキモノニシテ其理ノ何處ニアルヲ知ラサルナリゼー氏ノ例ニ據リテ一家ハ三十萬フランク一家ハ三百フランクノ歳入ヲ得ルトナシ三百フランクノ歳入ヲ得ル者ハ全ク租税ヲ免シ三十萬フランクヲ得ル者ニ歳入ノ半ヲ課セハ累進税モ亦重シト云フヘシ然レトモ佛國社會ノ形状ニ於テハ三百フランクヲ全有スルモ豈一年ノ生ヲ送ルニ足ランヤ然ルニ三十萬フランクヲ得ル者ハ其歳入ノ半

入出スモ尚十五萬フランクヲ餘スベシ之ヲ有セバ又人世ノ幸福ヲ欠ク所ナカルヘシ此理ヲ以テ之ヲ推セハ累進税ハ剩餘ヲ壓抑スルヲアラサレハ止マサルヘカシラモンテスキュート氏ノ説ト何ノ異ナラン萬一政府タル者ノ義務ハ富者ヲ壓シテ貧民ヲ起シ國民ノ貧富ヲ平均スルニアリトセハ宜シク累進税ヲ行ナフヘシ余輩ハ再ヒ云ハン累進税ノ説タル只ニ情論ニ過キカレモノニシテ條理アルニアラス又實驗ヨリ起ルモノニアラサルナリト其條理ナク又實驗ニ起ルニアラサルハ次ヲ逐テ之ヲ論スヘシト虽先ツ累進税論者ノ説ヲ講究シテ然ル後之ニ及ハントス

或ハロツシ氏ノ言ヲ借リテ累進税ノ防禦トナサント欲ス氏ノ言ニ曰ク



累進税ハ制限アレハ可ナリ制限ナケレハ國ノ資本  
ヲ残滅スルノ恐レアリ  
或ハ曰クレオン、フォートシユル氏ハナポレオン第三世  
ノ大統領タルニ當リ大臣ニ列シ累進税法ヲ以テ一般  
ニ動産税ヲ布カシテ論セシニマクラツク氏ハ敢テ  
深ク諛法ヲ駁セサルニ似タリトフォートシユル氏ノ計  
畫ハ歳入ヲ分ツテ三級トシ大ハ中ヨリ多ク中ハ小ヨ  
リ多ク累進ノ法ニヨリ租税ヲ課スヘシトナリ然ルニ  
今茲ニ其得失ヲ講究スルハ錯雜ノ患ヲ免レサルヘシ  
故ニ余輩ハ篇末ニ於テ租税ノ累進税ニ似テ而シテ非  
ナル者ヲ論シフォートシユル氏ノ計畫モ亦純然タル累  
進税ニアラサルヲ辨セン  
或ハ以為ラクスチユートアルト、ミル氏モ亦断然累進税

比例税ノ可否ヲ定ムル能ハサルカ如シト余輩ヲ以テ  
之ヲ見レハ更ニ氏ノ狐疑アルヲ見サルナリ氏ノ言ニ  
曰ク  
思フニ一般ノ租税ニ累進ノ法ヲ以テ金額ノ多少ニ  
應シテ税率ヲ異ニスルハ不可ナリト虽遺物遺産ノ  
税ニ於テ之ヲ行ナフハ至當ニシテ宜キヲ得タル者  
ナルヘシ  
夫レ遺産税ノ事タル税ヲ歳入ニ課スルト毫釐ノ關係  
ナク全ク相獨立スルモノナリ歳入ニ税ヲ課スルニ至  
リテハステュートアルト、ミル氏ハ純然タル比例税黨ノ  
人ナリ只氏ハ生計費ノ最小額ハ租税ヲ免除スヘシト  
云ヒシノミ  
其言ニ曰ク國民ノ負擔ハ平等ナルヘキノ定則ヲ論セ

シヲ以テ次テ歳入ニ均一ノ税率ヲ課スル時ハ果シテ  
平等ナルヤ否ヤヲ論究セン衆人ハ必ス云ハシ小額ノ  
歳入ヨリ十分一ヲ出スハ巨大ノ歳入ヨリ十分一ヲ出  
スヨリ難カルヘシ然ラハ則テ均一ノ税率ヲ課スルヲ  
以テ豈ニ平等ト云フヲ得ニヤト是レ累進税即チ歳入  
ノ多小ニ従フテ税率ヲ増減スル所ノ歳入税説ノ據テ  
起ル所以ニナリ余熟々之ヲ考フルニ累進税ノ説ニ多  
少ノ理アル者ハ重ニ富者ハ無用ノ消費ヲ省テ租税ヲ  
出スヘク貧民ハ小額ノ税モ尚日用ノ供給ヲ減スルニ  
至ルヘシト云フニアルカ如シ其不平均ヲ加減スルノ  
方法ハベンガム氏ノ計畫最モ其當ヲ得タル者ト云フ  
ヘシ其法國民生活ノ最小費幾許ト定メ其以下ノ歳入  
ヲ有スル者ハ税ヲ除シ其餘ノ歳入ニ税ヲ課スル者ト

ス譬ハハーケ年五十ポンドノ金額ハ一家數口ヲ養ナ  
フニ足り敢テ衣食住ニ事ヲ欠カス健康ヲ害スルニ至  
ラスト虽又安逸ヲ縱ニスル能ハサル者ナレハ之ヲ以  
テ最小費ト定メ之ニ起ユル者ハ其超越高ニ税ヲ課ス  
ヘシ若シ税率ヲ一割トセハ六十ポンドハ歳入ハ純歳  
入十ポンドトシ一ケ年一ポンドヲ課シ十ポンドノ歳  
入ハ其九百五十ポンドニ課スヘシ然ル時ハ貧富一定  
ノ税率ヲ拂フト虽歳入ノ金額ニ賦課スルニアラスシ  
テ其剩餘ニ賦課スル者ナリ  
生活ノ最小費ヲ除クノ説ト累進税ノ説ト相異ナルヤ  
明カナリ生活ノ最小費ヲ免税スルニ當リテ其最小費  
ヲ定ムルニ或ハ臆測ヲ免レサルヘシト虽其他ニ於テ  
ハ毫モ臆測ヲ以テ處スル者ナシ累進税ニ至リテハ終

始一トシテ臆測ナラサルハナシ如何トナレハ累進一  
階毎ニ何ニ基ヒテ税率ヲ定ムヘキカ只一ノ杜撰ノ外  
他ナカルヘシ

ウイリアウノー氏デヨセフ、ガーニエヤ氏モ亦累進税  
ヲ唱フル者ナリ殊ニガーニエヤ氏ハ累進法ノ短處ヲ  
調理シ大ニ之ヲ擴張セシメカメリ然ルニ余輩ヲ以  
テ之ヲ見レハガーニエヤ氏ノ銳意勤勞モ遂ニ至當無  
害一定ノ税法ヲ發見シテ比例税ヲ壓スル能ハサルニ  
似タリ

デヨセフ、ガーニエヤ氏ハ遂ニ迷誤ヲ免レサル者ニシ  
テ其言フ所ハ毫モ眞理ニ適フモノヲ見ス氏ハポルト  
ドン氏ヲ引証スト虽余輩ハポルトドン氏ハ果シテ累  
進税ヲ唱フル者タルヤ否ヤヲ知ルニ苦シムナリポル

トドン氏ハ千八百四十八年ニ於テ委員總會ノ一人ニ  
シテ當時累進税ヲ行ナハンコトヲ論セリ又氏ノ租税論  
ニ於テ家屋ノ如キ遺物ニ累進税ヲ課セシメテ論セリ  
而シテ他ノ篇ニ於テハ大ニ累進税ヲ駁シ稱シテ兒戲  
財政或ハ偽善ナリト云フニ至ル其言ニ曰ク何ノ時ニ  
カ累進ノ遊戯ヲ以テ公衆ヲ弄スルコト止マント此言タ  
ル實ニ至當痛快ト云フヘシ凡ソ累進法ヲ行ナフニニ  
様アリ一ヲ急進トシ一ヲ漸進トス累進ノ度急ナレハ  
則チ歳入ノ小差ニ別ナシ漸ナレハ則チ所謂兒戲財政  
ニシテ遊戯ヲ以テ公衆ヲ弄スルモノナリ如何トナレ  
ハ累進漸ナレハ巨額ノ歳入ヲ有スル者少ク加ムル  
ニ詭偽行ナハレ易クシテ政府ニ收入スル所ノ者小ナ  
ルヘケレハナリ斯ノ如クナル時ハ蓋シ人民ノ欲ヲ滿

足セシムヘシト虽政府ノ費用ニ供スルニ足ラス大ニ  
 下民ノ負擔ヲ減スヘシト虽大ニ經濟ノ理ニ背離スル  
 者ト云フヘシ  
 斯ノ如ク諸大家ノ累進稅ヲ唱フル者ヲ見ルニ只ニ情  
 論ノ一偏ニ過キス毫モ憑據スル所ナシ豈亦怪ト云ハ  
 サルヘケンヤ余輩ハ茲ニ諸說ヲ枚擧セシヲ以テ次テ  
 其迷妄ヲ論究セン  
 抑モ政府ハ租稅ヲ徵スルニ國民一般負擔ノ難易ヲ平  
 等ニシ毫末ノ差ナカラシメサルヘカラサルノ理ハ何  
 處ニアリヤ租稅ヲ賦課スルニ當リ國民ヲシテ其受ル  
 所ノ恩惠保護ノ多小ト公債ヲ負擔スル義務ノ大小ニ  
 據リテ拂ハシムヘカラストハ果シテ何ノ理ソヤ何商  
 手モアレ商賈カ同貨同量ノ物品ヲ賣ルニ買手ノ貧富

ニ應シテ估價ヲ請求シ富者ニハ貴ク貧者ニハ低ク賣  
 ラント欲セハ世人果シテ之ヲ何トカ云ハンヤ又一會  
 社ノ破産スルニ當リ裁判官若シ其會社ニ命スルニ株  
 主ノ貧富ニ應シテ資本ノ割戻シヲナスヘキヲ以テセ  
 ハ世人ハ之ヲ何トカ云ハン果シテ之ヲ至當ノ判決ト  
 云ハンカ恐クハ然ラサルナリ  
 夫レ政府カ租稅ヲ課スルニ國民ヲシテ各々負擔ノ難  
 易ヲ均フセシムルハ敢テ問フ所ニアラス只問フヘキ  
 者ハ各人一個カ受クル所ノ政府ノ恩惠保護ト國債ノ  
 元利仕拂ヲ負フ所ノ義務ノ大小ニ應シテ徵スヘキニ  
 アリ  
 是故ニ累進稅ノ理ヲシテ信アラシメハ政府カ國民及  
 ヒ人民ノ財産ヲ保護スルニ其財産ノ大ナルニ從ツテ

此例外ニ巨多ノ經費ヲ要セサルハカラス又政府カ巨  
大ノ財産若クハ賤産家ニ與フル所ノ利益ハ中小ノ賤  
産若クハ賤産家ニ與フル者ヨリ此例外ニ多カラサル  
ハカラス

然ルニ其實大ニ之ニ及シ巨大ノ財産ヲ保護スルノ費  
用ハ其小ナル者ヲ保護スルヨリ割合ニ小ナリ請フ之  
ヲ私立會社ニシテ政府ト類似ノ業ヲ執ル者ニ見シ彼  
ノ保險會社ノ如キハ能ク經濟ノ要理ニ從ヒ情義ヲ問  
ハスシテ其盡ス所ノ職務ヲ賣ル者ナリ是等ノ如キハ  
保險委託人ヲシテ保險料ヲ払ハシムルニ大ナル者ハ  
却テ保險ノ歩合ヲ小ニスル者トス譬ハハ華美ノ巨館  
ハ小屋ヨリ保險料ノ割合ヲ少ナフスルカ如シ如何ト  
スレハ小屋ハ自カラ建築疎忽ニシテ危險從ツテ多ク

レハナリ又例ヲ鐵道會社ニ見ルニ巨高大賈ニハ却テ  
割合ニ運送費ヲ減ス然レトモ尚會社ニアリテハ利ア  
リトス如何トナレハ多數ノ荷物ヲ運輸スルハ其取扱  
費用小數ノ荷物ヲ運スルヨリ割合ニ小ナレハナリ  
私立會社ノ事務ヲナスト斯ノ如シ政府ノ事ハ果シテ  
之ニ異ナルアリヤ何ヲ以テカ政府ニ於テ保護スル時  
ハ巨大ノ賤産ハ小額ノ賤産ニ比スレハ割合ヨリ多ク  
ノ經費ヲ要シ私立會社カ之ヲナス時ハ取扱ノ事業大  
ナレハ却テ割合ニ小費ニシテ足ルノ理アラシヤ  
世ノ實況ヲ以テ之ヲ見レハ奸曲ヲナス者ハ中以上ノ  
人民ニツナフシテ下民ニ多キニアラスヤ中以上ノ人  
ハ能ク自ラ守ルヲ知ル又其臣僕アリテ之ヲ保護シ他  
人ニ害セラルトモ亦サナカルヘシ大訴訟ノ為ノニハ

必ス多クノ裁判官ヲ要シ小訴訟ノ為メニハ少ナクシ  
テ足り審判ノ度数ハ必ス大訴訟ニ多ク小訴訟ニ少ナ  
シト云フノ理ナカルヘシ之ニ反シテ諸國聽訟ノ状ヲ  
見レハ人民ノ位地ニヨリテ非常ニ之ヲ異ニセサルナ  
リ  
然リト雖政府ノ費用ハ一ニ國民ノ身體財産ノ保護ニ  
歸セサルナリ政府カ社會ニ盡ス所ノ者モ亦少ナカラ  
ス譬ハ教育宗教道路ノ如キアリ是等ニ於テ政府ノ  
患ヲ被ルハ富者ニ多ク貧民ニ少ナキノ理ナキハ一見  
ニシテ瞭然タルヘシ夫レ十萬フランクノ歳入ヲ有ス  
ル者ハ学校ノ利ヲ受クルト一千フランクノ歳入ヲ有  
スル者ヨリ多キノ理ナシ殊ニ仙國ノ如キハ高等学校  
ヲ於テハ收入ヲ以テ支出ヲ償ナフヘク中學ニ於テハ

殆ント給テ政府ニ仰カスシテ足り政府ノ支給ヲ仰ク  
者ハ只普通小學ナリトス又富民ノ美麗ナル輕車ハ道  
路ヲ損スルト下民ノ羸車ヨリ甚タシキノ理ナカルヘ  
シ尚其他政府カ社會ニ盡ス所ノ者ヲ探究セハ其歸ス  
ル所皆同一ナルヘシ  
顧ミテ公債ヲ見レハ何カ故ニ富者ハ割合ニ其負擔ヲ  
重フスヘキヤ殊ニ國民自治ノ政體ニシテ政權人民ニ  
アル時ハ最モ不當ナルヘシ巨大ノ財産ヲ有スル者ハ  
敢テ政治上ノ特權ヲ有スルニアラス而シテ公債ヲ分  
擔スルノ義務即チ國家失敗ノ責任ハ財産ノ大小ニ從  
ツテ重輕セハ豈ニ當然ト云フヲ得ンヤ若シ政府ニシテ  
之ヲ行ナハ、是レ多数ナル下民ハ政權ニ參與スルモ  
敢テ其責ニ任セスシテ可ナリト公認スル者ニシテ下

民ハ漸次一國ノ專制主トナルニ至ルノ勢ヲ免レサル  
ヘシ  
我佛國ノ公債ハ革命ノ乱ヨリ續テナホレオン第一世  
在位ノ時及ヒ千八百四十八年ノ乱ヨリ續テナホレオ  
ン第三世在位ノニ時代ニ於テ悉ク募集セリト云フモ  
敢テ大過ナカルヘシ然ルニ此ニ大乱ノ本ハ果シテ何  
處ニアリヤ誰カ之ヲ富民ノ煽動ナリト云ハン當時抑  
壓殘害ヲ被リシ者ハ皆上位ノ國民ニシテ之ヲナセシ  
者ハ市府ノ共和黨村里ノ共和黨ニアラスヤ而シテ千  
八百十五年ヨリ千八百十八年ニ至ル迄ノ平和ハ即チ  
中民以上ノ意望ニ成ル者ニシテ此間一ノ國債ヲ起サ  
ハリシニアラスヤ然ルニ之ヲ再乱セシ者ハ復下民ナ  
ラスヤ然ラハ則チ何ノ理アリテ共和政府ノ下ニアリ

テハ偏ニ國家失敗ノ責ヲ以テ中以上ノ民ニ負ハシメ  
ントスルヤ余輩ハ之ヲ知ルヲ得サルナリ  
由是觀之ハ累進稅ハ一理ノ存スルヲ見ス之ヲ社會ノ  
實際ニ照ラシテ論明スルヲ得ス只ニ皮相ノ見ニシテ  
學者ノ言フヲ恥ル所ナリ  
加フルニ累進稅ノ說ハ恐ルヘキノ弊アリトス如何ト  
ナレハ其意ハ則チ國民負擔ノ難易ヲ平等ニスルニア  
リト虽其弊ヤ遂ニ此主義ヲ去リテ社會ノ富ヲ平均セ  
ント欲スルニ至ルノ傾向アレハナリ萬一如此ナル時  
ハ國家ノ不幸云フヘカラサルニ至ラン  
又累進稅ノ不便ハ累進ノ稅率ヲ定ムルニ偏ニ臆測ニ  
出テサルヘカラサルニアリ其稅率ハ如何ナル方法ヲ  
以テ之ヲ定ムンカ何處ニ之ヲ止ムンカ知ルヲ得サル

ハシ若シ累進シテ止マサレハ遂ニ歳入ノ全額ヲ税ス  
 ルニ至ラン誠ニ歳入ノ額倍スル毎ニ三倍ノ租税ヲ課  
 ストナシ其起算點ヲ以テ五百フランクニ付五フラン  
 ク即チ一分ノ率トスレハ其初メハ輕課ニシテ増進モ  
 亦急ナラサルカ如シト虽歳入ノ全額忽チ租税ニ没セ  
 ラル、ニ至ルハシ請フ之ヲ左表ニ見ヨ

歳入	税額	税率
一〇〇〇	一五	一分五
二〇〇〇	四五	二分二五
四〇〇〇	一三五	三分三七五
八〇〇〇	四〇五	五分〇六二五
一六〇〇〇	一二一五	七分六

三二〇〇〇	三六四五	一分四
六四〇〇〇	一〇九三五	一分七
一二八〇〇〇	三二八〇五	二分五
二五六〇〇〇	九八四一五	三分八
五一二〇〇〇	二九五二四	五分六
一〇二四〇〇〇	八八五七三	八割六分五
二〇四八〇〇〇	二六五七二	九割九分七

右ノ表ニ由テ之ヲ見レハ起算ノ税率ハ僅カニ一分ニシ  
 テ歳入ノ倍スル毎ニ税額ヲ三倍スルニ過キスト虽三  
 萬二千フランクノ歳入ヲ有スル者ハ一割一分余ノ税  
 率トナリ十二萬八千フランクノ歳入ニハ二割五分餘  
 トナリ二十五萬六千フランクニシテ三割八分餘五十  
 一萬二千フランクニテ五割七分餘トナリ遂ニ一百萬



「フランク」ヨリ二百萬「フランク」ニ近ツク處ニ於テ歳入ノ全額悉ク租税ニ没セラル  
若シ假リニ起算税率ヲ以テ五百「フランク」ニ付二分トナシ歳入額ノ倍スル毎ニ税額ヲ三倍ストセハ六萬四千「フランク」ノ歳入ニテ三割餘ノ賦課トナリ十二萬八千「フランク」ニシテ五割トナリ二十五萬六千「フランク」ニシテ七割六分トナリ五十一萬二千「フランク」ニシテ課税ノ額五十九萬四百九十「フランク」トナルヘシ即チ一倍一割五分ノ賦課ニシテ剩餘ノ富民モ忽チ其重斂ニ堪ヘサルヘシ此ニ於テカモンテスキュー氏ノ望ニ違ハス税ヲ剩餘ニ課シテ剩餘ヲ破滅スルヲ得タリト云フヘシ然リト雖此事タル果シテ有益ナリヤ政府トシテ宜シク行ナフヘキ所ナリヤ誰カ之ヲ然リト云ハ

シ是レ徒ニ資本ノ増加ヲ抑制シ貯畜生産ヲ妨害シ甚シキハ資本ヲ埋藏シ若クハ外國ニ送附シ富民ハ皆其富ヲ表示スルヲ欲セスシテ中世ノ猶太人ニ倣フニ至ラン  
苟モカシク思慮アル者ハ斯ノ如キ方法ニ由テ累進税ニ至ル時ハ遂ニ巨額ノ歳入ヲ全没スルニ至ルヲ以テ實際ニ行ナフヘカラサルヲ知ルヘシ然ルニ或ハ奇功ナル方法ヲ設ケ歳入ノ全額ニ累進算ヲ用ヒス其若干分ニ之ヲ用ヒントスセアン、バフチストゼー氏頗ル談法ヲ良トス其言ニ曰ク  
佛國革命ノ時ニ當リ諸學士及ヒ殊ニ國會議員等ハ累進税ノ恐ルヘキヲ唱ヘ或ハ之ヲ以テ國家資本ノ増加ヲ抑制シ國勢ノ進捗ヲ妨クル者トナシ或ハ無

慮懶惰ノ民ヲ賞譽シ銳意勤勞ノ民ヲ罰スル者トセ  
リ云々然ルニ累進税ノ法タル一ニアラス此ニ歳入  
ノ小部分ニ課スルノ法アリ譬ハ歳入ノ全額ニ累  
進税ヲ行ナハスシテ其若干分ニ用ユルカ如キ之ナ  
リ云々  
或ハ以為ラク訣法ニ由テ税率ヲ定ムル時ハ累進税ト  
虽決シテ歳入ノ全額ヲ没スルニ至ラストチヨセフガ  
ニコヤ等ノ諸氏ハ則チ之ニ據リテ以テ自説ヲ扞護  
スル者ナリ  
余輩ヲ以テ之ヲ見レハ其奇功ナル計算法ヲ用ユルモ  
常ニ殆ント歳入ノ全額ヲ没スルニ至ルヘク又時トシ  
テハ其額ヲ超ユレハ歳入ノ全額ヲ没スヘシ請フ試ニ  
之ヲ算セン

今假リニ五百ヲランクノ歳入ニ一分ノ税ヲ課シ一千  
ヲランクノ歳入ハ其半額五百ヲランクニ一分ヲ課シ  
餘ノ五百ヲランクニ二分ヲ課ストセン然ル時ハ全額  
ノ一千ヲランクニ對シテハ一分半トナルヘシ又二千  
ヲランクノ歳入ナレハ一千ヲランクハ一分半ヲ課シ  
一千ヲランクハ三分ヲ課シ毎ニ歳入ヲ二分シ一分ハ  
同額ノ平均率ヲ課シ一分ハ累進法ヲ以テ其税率ヲ倍  
スル時ハ左ノ如



11000	0000	59000	18739	八千七百三十九	賦課
46000	0000	19630	29355	二万九千三百五十五	比
18000	0000	65610	9841	九千八百四十一	比
56000	0000	2170	32805	三万二千八百零五	比
11000	0000	4290	10935	一万零九百三十五	比
16000	0000	2330	263	二百六十三	比
2000	0000	210	111	一百一十一	比
5000	0000	270	405	四百零五	比
1000	0000	90	135	一百三十五	比
1000	0000	30	45	四十五	比
400	0000	10	15	十五	比
			5	五	比
					比
	同上、收税額	收税額合計			比
	賦課				比

斯ノ如ク計算法ヲ折衷シ五百ヲランクノ歳入ニ一分  
 ノ賦課トナシ只歳入ノ若干方ニ累進法ヲ用ヒテ制限  
 アル累進税トナスモ其結果ハ表ニ示ス所ノ如シ  
 右ノ如キ累進法ナレハ敢テ非常ニ急激ナル者ニアラ  
 ス表中ニテハ決シテ歳入ノ全額ヲ没スルニ至ラスト  
 至リテハ租税ノ額殆ント歳入ノ全額ニ達セントス此  
 表ニ據リテ之ヲ見レハ四千ヲランク以下ノ歳入ハ其  
 負擔敢テ重シト云フヘカラス其最も重キ者モ尚僅カ  
 ニ三分三七ニシテ方今仙國ノ動産税ノ率ニ達セス之  
 ヲ以テ今日ノ財産讓與税ニ比スルモ尙未タ及ハサル  
 ナリ四千ヲランクヨリ一萬六千ヲランクニ至ルマテ  
 ハ稍々重ク其最も重キ者ハ七分五九ニシテランクク

ライミヤノ戦役中ニ於ル英國ノ所得税ニ超ユルノミ  
然ルニ三萬二千ヲランクニ至リテ遠ニ重ク其税率一  
割一分三九トナリ六萬四千ヲランクニシテ一割七分  
〇八ヲ拂フニ至ル一割七分余ノ税率ニ至リテハ既ニ  
重キニ過キ却テ殆ント其功ナク衆皆其富ヲ蔽匿スル  
ニ至ルヘシ其歳入大ナルニ從フテ負擔益々重ク遂ニ  
歳入ノ全額ヲ官ニ没スルニ至リテ止ムヘシ即チ十二  
萬八千ヲランクノ歳入ハ二割五分餘ヲ払ヒ二十五萬  
六千ヲランクハ三割八分四四ヲ払フ五十一萬二千ヲ  
ランクノ歳入ニ至レハ五割七分餘ヲ剝キ百萬ヲラン  
クノ歳入ヨリ八割六分ヲ奪フ國民ノ歳入此額ヲ過ク  
レハ皆官ニ没セラルヘシ世ノ經濟家ニシテ累進税法  
ニ左袒スル者ハ實ニ思ハサルノ甚タシキ者ト云フヘ

シ  
世ノ學者或ハ以為ラク假令ヒ三割四割五割若クハ八  
割ノ税ヲ払フモ巨大ノ財産家ハ尚下民ニ比スレハ幸  
福ナルヘシト是レ其レ或ハ然ラン然ルト虽若シ政府  
ニ於テ其歳入ノ過半ヲ徵收セハ被税者ハ果シテ信実  
ニシテ從ヒ詭偽ヲ行ナフナカラシカ外國ニ移ルノ患  
ナカラシカ假令若シ各國悉ク累進税法ヲ行ナフカ若  
クハ政府ノ嚴密ナルカ為メニ移住成ラス詭偽行ナフ  
能ハサルモ巨大ノ財産家ハ失望シテ貯蓄勤勞ヲ抛擲  
シ浪費逸樂ヲ事トスルニ至ルヤ必セリ  
或ハ云ハン累進ヲ輕フスヘシト曰ク理ニ於テハ則チ  
然リ然リト虽之ヲ輕フスレハ實際ニ於テ累進ノ功ヲ  
失フヘシ此ニ擧クル所ノ累進税率ニシテ政府ニ得ル

所既ニ甚タ小ナリ如何トナレハ税ヲ課スルニ國家ノ  
最多數ナル(他國ハ兎モアレハ)國ニ於テハ小歳入ノ民  
最モ多シ小歳入ハ輕ク中歳入ハ輕重偏セス大歳入特  
リ重キヲ以テナリ仙國ノ巴里府ハ富民ノ集ル所其歳  
入十億フランクト稱ス若シ之ニ制限アル累進税ノ制  
ヲ用ヒハ非常ノ巨額ヲ收斂スルニ至ルヘシ實ニ制限  
アル累進税ノ法ハ制限ナキ累進税ニ比スレハ尚可ナ  
ト虽敢テ性質ニ異ナルアルニアラス其不條理ナル  
ハ均シク一ナリ只甲ハ少シク乙ニ勝ルノミ  
ポルドン氏ク累進税ヲ稱シテ兒戲ナリ共和遊戲ナ  
リトセシハ真ニ其然ルヲ知ル又恐クハ之ニ過ル至當ノ  
評アラサルナリ元來累進税ハ實際ニ於テ國庫ニ收入  
ヲ得ルノ法ニアラス其理ニアリ第一各國共ニ殊ニ佛

國ニ於テハ巨大ノ歳入ヲ有スル者ハ實ニ寥々タル者  
ニシテ其總額ハ全國民歳入ノ全額ニ比スレハ九牛ノ  
一毛トモ云フヘキモノナリ第二累進税ヲ行ナフ時ハ  
巨大ノ歳入ヲ有スル者ハ政府ノ掠奪ヲ恐レ必ス之ヲ  
蔽匿スヘシ斯ノ如キ場合ニ於テハ政府ノ措置不公平  
ナルヲ以テ變詐百出衆觀然トシテ敢テ之ヲ意トセカ  
ルニ至ラン  
方今世ノ財政統計ヲ見ルニ巨額ノ歳入ヲ得ルハ未タ  
必スシモ二十萬若クハ三十萬フランクノ歳入ニ二割  
乃至三割ノ税ヲ課シ百萬フランクノ歳入ニ五割乃至  
六割ノ税ヲ課スルニアラサルナリ普魯士國ニ於テハ  
歳入ノ多小ニ由リテ國民ヲ數等ニ分ツテ歳入税ヲ課  
シ同等ノ者ハ則チ同額ノ税ヲ出ス諛制ニ據レハ毫モ

累進税ノ質ヲ有セスト虽上下ノ階級ニ從ツテ税率ヲ  
加減スルヲ以テ多少富者ニ重ク貧民ニ輕キノ實アリ  
是等ノ統計ヲ見ル時ハ社會上ニ於テ頗ル緊要ナル事  
實ヲ徴スルニ足ル余輩カ茲ニ有スル所ノ者ハ千八百  
五十三年ノ表ニシテ稍々今日ノ實況ニ異ナルヘシト  
虽又其概況ヲ知ルニ足ラン談表ニヨレハ普魯士ノ人  
口ハ大凡ソ一千八百萬ニシテ一千〇〇〇即チ三千七  
百五十〇フラン以上ノ歳入ヲ有スル者ハ僅カニ四萬  
四千四百七人ナリト云此四萬四千四百七人ノ拂フ所  
ノ租税ノ全額ハ一千〇〇〇即チ三千七百五十〇フラン  
以下ノ歳入ニ同率ヲ課シテ得ル所ノ總額三分ノ一  
ニ達セス由是觀之ハ巨額ノ收入ヲ得ヘキ歳入ハ獨リ  
一千〇〇〇以下ノ歳入ニアルヤ明カナリ

右ノ四萬四千四百七人ノ中凡ソ半數ニ萬千七百八十  
三人ノ歳入ハ千四百〇〇以下ノ歳入ニシテ五分ノ一以  
下ニアリ而シテ此四萬四千四百七人ノ六分ノ五ハ皆  
一萬五百〇〇以下ノ歳入ヲ有スル者ニシテ一萬二  
千〇〇〇以下ノ歳入ヲ有スル者ハ僅カニ四百四十四  
人ナリ其中七萬五千〇〇〇以下ノ歳入以上ノ歳入  
ヲ有スル者百六十八人十五萬九千〇〇〇以下ノ歳入  
以上ノ歳入ヲ有スル者二十九人四十五萬〇〇〇以  
下ノ歳入以上ノ歳入ヲ得ル者僅カニ七人ノミ  
ナリ

本文ノ統計ハテ、パリユ一氏ノドレ一テ、デ、サ、ホ  
山第一卷四百五十一葉ノ表ニ據ル

右ノ統計ニ由リテ之ヲ觀レハ累進税ヲ行ナフモ巨額

ノ歳入ヲ得ル能ハサルヲ明カナルヘシ之ヲ苦シム者  
ハ只獨リ國民ノ極微分ナル富者ニ過キス蓋シ普魯士  
ニ於テ一萬フランク以上ノ歳入ハ全國民歳入十五分  
ノ一ニ達セサルヘシセアン、バフケスト、ゼー氏ノ言ニ  
據レハ普魯士全國ニ於テ三十萬フランクノ歳入ヲ有  
スル者ハ千八百五十三年ニ於テ僅カニ十三人ノミ  
然ラハ則チ收入ノ點ヨリシテ之ヲ見レハ累進税ハフ  
ルドン氏ノ所謂ル兒戲ナリ國庫ノ收入ヲ得ルノ法  
ニアラサルナリ其收入スル所ハ遂ニ比例税ニ如カス  
而シテ社會百般ノ不便ヲ生スヘシ  
或ハ云ハン普魯士ハ貧國ナリ此ニ擧ル所ノ統計ハ千  
八百五十三年ノ旧表ナリ尔後該國ノ富増加セシハ必  
然ニシテ今日富民ノ數必ス他日ニ倍セント曰ク然リ

方今該國ノ富ハ増加シ千八百五十三年ニ比スレハ巨  
額ノ歳入ヲ有スル者多シ然リト虽其數實ニ僅少ニシ  
テ全國民歳入ノ總額ニ比スレハ極ノテ小部分ニ過キ  
ス千八百六十四年ニ於テハ三千七百五十フランク以  
上ノ歳入ヲ有スル者六萬八千百一十一人即チ十一年前  
ニ比スレハ二分ノ一ヲ増加セリ然リト虽此輩ノ拂フ  
所ノ者ハ尚未タ三千七百五十フランク以下ノ歳入ニ  
同率ヲ課シテ得ル所ノ總額ノ三分ノ一ニ過キス然ル  
ニ普魯士ノ如キハ未タ歐洲ニ於テ小産家ノ最多ナル  
者ニアラサルナリ  
又亞米利加合衆國ニ於テハ南北ノ乱終リ國民ノ歳入  
ニ税スルヲ始ム其法半ハ累進ノ制ニ從ヒ千八百六十  
六年ノ税率ハ六百弗ヨリ五千弗ニ至ル迄ノ歳入ニ課



スルニ五分ヲ以テシ五千弗(二萬五千フラン)以上ノ  
歳入ハ等ヲ分チ七分五及ヒ一割ノ税ヲ課セリ當年談  
税ノ收入高ハ七千二百九十八萬二千弗即チ三億六千  
五百萬フランクニシテ其三千四百五十萬一千弗即チ  
一億七千二百五十萬フランクハ五千弗即チ二萬五千  
フランク以上ノ歳入ヨリ得ル所ノ者ナリ斯ノ如ク富  
者ニ課スル所ノモノハ小歳入ニ比スレハ二分ノ一乃  
至一倍ヲ加フト虽其收入高ハ全收入高ノ半額ニ及ハ  
ス若シ其除税額ナル六百弗以下ノ歳入ヲ合セテ之ヲ  
算セハ合衆國ニ於テモ五千弗即チ二萬五千フランク  
以上ノ歳入ハ全國民歳入ノ十分一ヲ過クヘカラス然  
リト虽當時合衆國ニ於テ不換紙幣アリテ三割乃至四  
割ノ下落ヲ致セリ而シテ其歳入ハ紙幣ヲ以テ之ヲ算

ス  
千八百六十六年二月十六日ニ於テ金貨三割七分二  
五同年九月十七日ニハ金貨騰貴シテ四割五分トナ  
レリ  
加フルニ合衆國ニ於テハ貨幣ノ價格勞力ニ比シテ常  
ニ歐洲ニ如カス是故ニ是等ノ情状ヲ斟酌セハ千八百  
六十六年合衆國ニ於テ紙幣ヲ以テ算セル五千弗ノ歳  
入ハ歐洲大陸ニ於ケル一萬二千若クハ一萬五千フラ  
ンクノ歳入ト相去ル遠カラサルヘシ由是觀之ハ合衆  
國ニ於テ富民ノ小數ナルヤ知ルヘキナリ嘗テ合衆國  
ノ財政取調委員タリシダヴィットワエルス氏ノ言ニ  
據レハ千八百七十一年乃至千八百七十二年ゴブテン  
クラゲ、エツセー、スニ刊行セル五、キユー、リヤス、チヤピ

トル、インポリチコ、エゴノミツク、ヒストリ、四百九十  
八葉、千八百六十六年ニ於テ合衆國ノ人口ハ三千五百  
萬ニシテ其所得税ヲ負擔スル者即チ家賃、家屋、營繕費  
並ニ諸税額ヲ除キ六百弗以上ノ歳入ヲ有スル者ハ僅  
カニ四十六萬百七十人ナリ、次年ニ至リ一千弗(五十  
ラシク)以下ノ歳入ハ所得税ヲ除キシヨ以テ談説ヲ負  
フ者僅ニ二十五萬九千三百八十五人トナレリ、同年所  
得税トシテ五百弗(二千五百ラシク)以上ヲ払ヒシ者  
ハ五萬八十八人ノミ其巨額ノ歳入ハ一割ノ税率ナリ  
シヨ以テ之ヲ見レハ二萬五千ラシクノ歳入ヲ有セ  
シ者僅カニ五萬人餘ナルヲ知ルヘシ而シテ其二萬五  
千ラシクハ下落セシ紙幣ノ高ナルヲ以テ歐洲ノ貨  
幣ニ比スレハ其實一萬五千ラシクノ歳入ニ過キカ

ルモノナリ  
是故ニ合衆國ニ於ケルモ亦巨額ノ歳入ヲ有スル者ハ  
寥々タル者ニシテ累進税ヲ行ナフ時ハ巨額ノ歳入即  
チ五萬ラシク以上ノ歳入殊ニ二十萬ラシク若ク  
ハ三十萬ラシクノ歳入ニ重課スルカ如シト、虽政府  
ニ收入スル所ニ至リテハ甚ク僅少ナル知ルヘキナリ  
元來歳入税ハ行ナヒ難クシテ害多シ如何トナレハ詐  
偽行ナハレ易キヲ以テナリ殊ニ巨額ノ歳入ニ至リテ  
ハ嚴密ノ究問ヲ遂クルニ非サレハ其實數ヲ知ル能ハ  
サルモノナリ  
凡ソ歳入税ノ賦課ニ三條ノ法アリ即チ第一人民ノ申  
告ニ據ル、第二政府ノ推定ニ據ル、第三政府ノ檢察  
ニ據リテ定ムル、之レナリ然ルト、虽此三者ノ如キ皆

精密ナル実數ヲ得ルニ足ラス故ニ非常ニ税率ヲ輕フ  
シニ分若クハ三分ヲ課シ格外ノ場合ニ於テ五分若ク  
ハ六分ヲ課シ而シテ民治ノ國ニ於テハ除稅歳入ノ點  
ヲ低フスルニアラサレハ收入ノ多キヲ望ムヘカラガ  
ルナリ

若シ歳入ニ累進稅ヲ課セハ三者ノ申孰レノ法ヲ用ヒ  
テ之ヲ課スルモ遂ニ困難ト不公平トヨ免レサルヘシ  
請フ詳カニ之ヲ論セン

若シ人民ノ申告ニ基ヒテ累進稅ヲ課スレハ富民ハ稅  
率ノ平等ナラサルヲ見獨リ其弊ヲ受クルヲ恐レテ大  
ニ奸詐ヲ逞フシ幾分カ其財產ヲ蔽匿シテ平均ヲ保タ  
ンコト計ルハ必然ナリ之ヲ合衆國ノ實驗ニ徵スルニ  
千八百六十六年ニ當リテ歳入稅ノ收入高大約七十

百萬弗即チ三億六千五百萬フランクニ過キス而シテ  
當時紙幣ノ下落三割乃至四割ナリシヲ以テ其三分ノ  
一ヲ減セハ其實價凡ソ二億五千萬フランクナリト云  
フヘシ

千八百六十六年二月十六日金貨三割七分二五同年  
九月十七日四割五分翌二年間金貨ノ打歩ハ凡ソ之  
ニ同シ故ニ收稅額ノ價格ヲ金ニ比スル時ハ凡ソ三  
割ヲ減セサルヲ得ス

是レ則チ合衆國ニ於テ累進稅ノ法ヲ以テ六百弗ヨリ  
五千弗マテノ歳入ニハ五分其以上ハ七分五若クハ一  
割ヲ課シテ收入セシ所ノ者ナリ然ルニ同年英國ノ歳  
入稅收入高ハ凡ソ其三分ノ二即チ一億六千萬フラン  
ク六百三十九萬ポンドナリ英國ノ稅率ハ同一ニシテ

二千五百フラン以下ノ歳入ハ全ク之ヲ除  
シ五十フラン以下ノ歳入ハ其十五百フ  
ラン以下ノ歳入ヲ除キ一般ニ一分六六ノ率ヲ課セ  
シ者ナリ夫レ合衆國ノ富豈ニ大ニ英國ノ下ニアラン  
ヤ當時其人口亦英國ヨリ多シ若シ合衆國ニシテ只小  
額ノ歳入ヲ除キ二分五若クハ三分ノ税率ヲ以テ均シ  
ク一般ノ歳入ニ課セハ其收入スル所ハ蓋シ五分七分  
五一割ノ累進税ヲ課シテ得タル所ト相下ラサリシナ  
ルヘシ然ルニ税率ノ重キ累進税法ヲ以テ偏重ノ税ヲ  
課セシカ故ニ富民ノ財産ヲ蔽匿セルコト多ク却テ其收  
入大ナルヲ得サリシナリ  
若シ政府ノ推定ニ據リテ累進税ヲ賦課スレハ奴婢ノ  
數家屋ノ價格等ニ於テ益々大不公平ノ處分ヲ免レサ

ルヘシ元來斯ノ如キ推定ノ法ハ特ニ輕税ニシテ平等  
ノ税率ヲ課スル者ニ於テ獨リ之ヲ用ユルヲ得ハシ  
若シ檢察法ヲ以テ累進税ヲ定ムレハ人民及國家ノ資  
本ヲ促カシテ外國ニ移ラシムルニ至ルヘシ加フルニ  
巨大ノ財産ヲ有スル者ハ一人ニシテ多數ノ營業ニ資  
本ヲ用ユル者アリ方今ノ世態ニテハ是等ノ如キハ概  
數ト虽尚其歳入ノ幾許ナルヲ知ルニ由シナシ巨産ノ  
銀行家若クハ製造家ノ如キハ自ラト虽常ニ其歳入ノ  
精細ヲ知ルモノニアラス甚タシキハ其資本ト虽之ヲ  
詳カニセサル者アリ況ンヤ他人ヲマ萬一嚴ニ意ヲ百  
般ノ事務ニ注キ其舉動ヲ檢シ總テノ帳簿通信ヲ調査  
セハ稍々其大數ヲ知ルヲ得ヘキカ是故ニ該法ヲ行ナ  
フ時ハ多少信ヲ人民ノ申告ニ置カサルヲ得ス然ルニ

其稅輕ク稅率平等ナルニアラサレハ詐偽心ス行ナハ  
レ信ヲ人民ノ申告ニ置ク能ハサルハシ若シ人民ニア  
リテ安シシテ賤產ヲ蔽匿スルノ理由アルカ若クハ理  
由アリト託言スルヲ得ヘキ時ハ必ス之ヲナシテ顧ミ  
サルヘシ今累進稅ノ如キハ即テ安シテ財產ヲ蔽匿ス  
ルノ一理由ト云ヘキ者ナリ假令其一理由ナリト云フ  
能ハサルモ理由アリト託言スルヲ得ヘキ者ナリ  
由是觀之ハ累進稅ノ說タルヤ何レノ點ヨリシテ之ヲ  
見ルモ遂ニ善良ナルモノニアラサルナリ理論上ニ於  
テハ談說タル情論ニ基ヒスル者ニシテ之ヲ唱フル者  
ハ社會ノ情勢政府カ各級ノ人民ニ盡ス所ノ如何ヲ顧  
ミサル者ナリ政治上ニ於テ云フ時ハ佛國ノ如キ自治  
社會ニ在テハ人民皆參政ノ權ヲ有ス故ニ國家ノ失

敗モ亦其責ニ任スヘキニ累進法ヲ行ナフ時ハ巨萬ノ氏租  
稅ヲ免レ百弊從ツテ生シ累進ノ制限セント欲スルモ  
得ヘカラス課稅常ニ臆測ニ出サルヲ得ス議員ノ好意  
ハ頼ムニ足ラサルナリ之ニ反シテ比例稅ハ濫用スル  
能ハサルノ實ヲ有スル者ニシテ基礎ヲ變スルニアラ  
サレハ陰然之ヲ犯スノ術ナカルハシ理賊上ニ於テハ  
累進稅ハ真ニ兒戲財政ニシテ其形ハ則テ收入アルニ  
似テ實際收入ヲ得ル能ハス事ヲ處スルニ徒ニ煩忙ニ  
シテ實際ノ成績ナシ其之ヲ唱フル者ハ方今ノ社會ニ  
於テ富ハ配賦セラル、所ヲ探宥マス故ニ國家ノ富民  
ハ非常ノ小數ニシテ只ニ全國ノ富ノ極小部分ニ過キ  
サルヲ問ハサルナリ又此輩ハ詐偽ノ行テハル、ハ只  
人民カ自ラ害セラレタリト思フニ出テ而シテ累進稅

ハ詐偽ヲ勸奨誘導スルノ實アルヲ問ハサル者ナリ  
英國ニ於テポット氏ノ宰相タルニ當リ歳入ニ一割  
ノ税ヲ課シ人民カ大ニ其財産ヲ蔽匿セシハ昭々蔽  
フヘカラサルノ例證ナリ  
右ニ論スル所ヲ以テ之ヲ見レハ歳入ニ税ヲ課スルニ  
輕ク且ツ平等ノ率ヲ以テスレハ人民ノ罪ヲ犯ス者少  
ナク弊害薄フシテ其政府ニ收入スル所ハ深刻ナル累  
進税ニ讓ラサルヤ明カナリ  
世或ハ瑞士ノ實証ヲ擧テ余輩ノ説ヲ駁シ其實際ニ當  
ラサルヲ論スル者アラン實ニ瑞士ノ諸州ニ於テハ往  
々累進税ヲ以テ其資本若クハ歳入ニ課スルノ制アリ  
然リト虽其例ハ以テ余輩ノ説ヲ挫クニ足ラス却テ其  
虚ナラサルヲ証スルニ足ルヘシ余嘗テ瑞士ノ公使館

ニ就キ諛囿ノ資本税歳入税ニ関スル百般ノ書類ヲ惠  
與セラレシ事ヲ請ヘリ巴里駐劄ノ瑞士國全權公使博  
士ケルン氏ノ懇切ナル余輩ノ請求ヲ容レテ參考書類  
ヲ給セラレ今其累進ノ性質ニ関スル者ヲ按萃セン  
瑞士國ノ中央政府ニ於テハ決シテ累進税ヲ設クルニ  
アラズ只諸州ノ權内ニ於テ此制ヲ施ユスノミ其賦課  
ノ法左ノ如シ  
諸州ノ中或ハ特ニ税ヲ資本ニ課シ或ハ特ニ歳入ニ課  
スト虽多クハ兩税並ニ行ナフヲ常トスズリツク州  
ニ於テハ資本税歳入税相共ニ累進法ヲ用ヒ且ツ其法  
タル頗ル統密ニシテ殆ント煩ハキニ堪サル者ノ如シ  
其法一財産ノ中初ノ二萬フランクハ其二分ノ一即チ  
一萬フランクニ税ヲ課シ次ノ三萬フランクハ其十分

ノ六次ノ五萬フランクハ十分ノ七次ノ十萬フランクハ十分ノ八其次ノ二十萬フランクハ十分ノ九餘ハ其全額ニ課スル者トス而シテ其税率ハ皆一ナリ今假リニ五十萬フランクノ財産ヲ有スル者アリトセハ租税ヲ負擔スヘキ額ハ九ノ如シ

原額

被税額

初ノ	二〇〇〇〇	フランク	ハ	一〇〇〇〇	フランク
次ノ	三〇〇〇〇	フランク	ハ	一八〇〇〇	フランク
全	五〇〇〇	フランク	ハ	三五〇〇	フランク
全	一〇〇〇	フランク	ハ	八〇〇〇	フランク
全	二〇〇〇	フランク	ハ	一八〇〇〇	フランク
全	一〇〇〇	フランク	ハ	一〇〇〇〇	フランク
合計	五〇〇〇	フランク	ハ	四二三〇〇	フランク

斯ノ如ク五十萬フランクノ財産ヲ有スル者ハ其四十萬三千フランクニ税ヲ負フニ万フランクヲ有スル者ハ其一萬フランクニ税ヲ負ヒ其税率ハ皆一ナリ然ラハ則チ該法ハ巨萬ノ財産即チ一十萬若クハ一十五萬フランクヲ有スル者ト虽ニ萬フランクノ財産ニ比シテ一倍ノ税率ヲ拂フカ如キ者ニアラス頗ル緩ナリト云フヘシ斯ノ如クナレハ則チ累進税モ亦敢テ嚴急ナリト云フヘカラスト虽以テ收ハラ大ニスルニ足ラサルヘシ然ルニ小財産ハ間税ヲ負フ大ナルヲ慮ハカリテ之ヲ見レハ小財産ノ一部ヲ除シテ税セサレハ幾分カ恕スヘキモノアリ

同州ノ歳入税徵課法モ亦資本税ノ主義ニ據ル即チ九

ノ如シ

歳入原額

被税額

初ノ 一五〇〇フランクハ

十分ノ二

次ノ 一五〇〇フランクハ

十分ノ四

全 三〇〇〇フランクハ

十分ノ六

全 四〇〇〇フランクハ

十分ノ八

餘ハ十分ノ十即チ其全額ニ課スル者トス

右ノ表ニ據リテ之ヲ見レハ被税者ノ歳入一萬フラン

クニ至ルマデハ其一分ヲ免除スト虽餘ハ其全額ニ課

スルヲ知ルヘシ其税率ハ歳入ノ多少ヲ向ハス上下皆

同一ナリ今茲ニ一萬五千フランクハ歳入ヲ有スル者

アリトセハ其被税額九ノ如シ

歳入原額

被税額

初ノ 一五〇〇フランクハ 三〇〇フランク

次ノ 一五〇〇フランクハ 六〇〇フランク

全 三〇〇〇フランクハ 一八〇〇フランク

全 四〇〇〇フランクハ 三二〇〇フランク

全 五〇〇〇フランクハ 五〇〇〇フランク

合計一五〇〇〇フランクハ 一〇九〇〇フランク

斯ノ如ク一萬五千フランクノ歳入ヲ有スル者ハ其一

萬九百フランクニ税ヲ負擔ス然ルニ千五百フランク

ノ歳入ヲ有スル者ハ僅カニ其三百フランクニ三千

フランクハ歳入ハ其九百フランクニ六千フランクノ歳

入ハ其二千七百フランクニ税ヲ負フ者トス是ヲ以テ

之ヲ見レハ諷州累進法ノ歳入ニ於ケルハ資本ニ於ケ

ルヨリ嚴アリト虽未タ以テ甚クシキニ過クト云フハ



カラス如何トナレハ其累進ハ一萬フランクニシテ止  
マリ大歳入ノ大半ヲ官ニ没スルカ如キニ至ラサレハ  
ナリ故ニ其累進税ハ英國歳入税ノ法ニ二千五百フラ  
ンク以下ノ歳入ハ學テ之ヲ除シ二千五百フランクヨ  
リ七千五百フランクニ至ル迄ハ其二千フランクニ税  
セサルノ法ト殆ント相類スル者ト云フヘクシテ一方  
ヨリシテ之ヲ論スレハ其大要ハ寧口比例税ニシテ小  
歳入ノ間税多キヲ補助スル者ナリト云フモ可ナリ然  
リト虽寧口此累進ノ制ナキニ如カス若クハ之ヲシテ  
二階ノ累進トセハ尚一層可ナラン如何トナレハ諛制  
タル公衆ヲ誤導シ嚴急有害ノ累進税トナラシムルノ  
恐レアルヲ以テナリ是故ニ余輩ハ其害ヲ未萌ニ防ク  
ノ良ニ如カストナス

瑞士ノ諸州此類ノ税法ヲ用ユル者甚ク多シバール府  
ニ於テ歳入税ハ累進税ノ法ヲ用エト虽資本税ハ毫モ  
累進税ノ實ヲ有セス千八百六十六年ニ法律ヲ定メ千  
八百七十六年三月二日ノ布達ヲ以テ頒告セシ法ニヨ  
レハ諛州ニ於テ歳入ニ課スル所ノ累進税ハ左ノ如シ  
四千五百フランク以下ノ歳入ハ百フランク毎ニ一フ  
ランクノ税ヲ課シ四千五百フランクヨリ九千フラン  
クニ至ルマテハ百フランク毎ニ二フランクノ九千フラ  
ンク以上ハ百フランク毎ニ三フランクノ課ス又千二  
百フランク以下九百フランク迄ハ六フランクノ課シ  
九百フランク以下六百フランク迄ハ四フランクノ課  
サレテ一ム六百フランク以下ハ都テ三フランクノ課  
スル者トス是ヲ以テ之ヲ見レハバール府ノ歳入税ハ

其等級ヲ分ツトズトリツク州ノ歳入税ニ於ルヨリ一  
層統密ナリトス尚一步ヲ進ニテ之ヲ詳解スレハ四千  
五百ヲラシクノ歳入ヲ有スル者ハ一分ノ税即チ四十  
五ヲラシクノ歳入ヲ有スル者ハ一分ノ税即チ四十  
其四千五百ヲラシクニハ一分ノ税即チ四十五ヲラシ  
ク次ノ四千五百ヲラシクニハ二分ノ税即チ九十ヲラ  
シク合セテ百三十五ヲラシクヨ負ヒ一萬八千ヲラシ  
クノ歳入ヲ有スル者ハ其四千五百ヲラシクニハ一分  
次ノ四千五百ヲラシクニハ二分自餘ノ九十ヲラシク  
ニハ三分ノ税合セテ四百五ヲラシクヲ拂フハシ然ラ  
ハ則チ一萬八千ヲラシクノ歳入ヲ有スル者ハ四千五  
百ヲラシクノ歳入ニ比スレハ其額ハ僅カニ四倍ナリ  
ト虽其税ハ則チ九倍ナリ九千ヲラシクノ歳入ニ比ス

レハ其額ハ僅カニ二倍ナリト虽其税ハ則チ三倍ナリ  
訣制ニ於テガシク恕スヘキ者ハ等級ノ多カラサルト  
初メノ四千五百ヲラシクノ負擔ヲ輕フスルハ小歳入  
ノ間税ヲ負フ事重キヲ以テ之カ償補ナリトスルニア  
リ  
ゲリソシス州ノ資本税徵課法ハズトリツク州ノ法ニ  
相類ス訣州ニ於テハ賦産ノ大小ニ從ツテ階級ヲ分チ  
一萬ヲラシクヨリ二萬ヲラシクニ至ルマテ第一級ト  
ナシ起算率若干ヲ課ス二萬ヲラシクヨリ四萬ヲラシ  
クニ至ルマテハ初メノ二萬ヲラシクヲ除キ餘ハ一千  
ヲラシク毎ニ起算率ニ十分ノ一ヲ増シタル税率ヲ課  
ス四萬ヲラシクヨリ七萬ヲラシクニ至ルマテハ初メ  
ノ四萬ヲラシクヲ除キ餘ハ起算率ニ十分ノ二ヲ増シ



一〇〇〇フランクヨリ	二〇〇〇フランクマテ	〇分七五
二〇〇〇フランクヨリ	三〇〇〇フランクマテ	一分
三〇〇〇フランクヨリ	四〇〇〇フランクマテ	一分五
四〇〇〇フランクヨリ	六〇〇〇フランクマテ	二分
六〇〇〇フランクヨリ	八〇〇〇フランクマテ	二分五
八〇〇〇フランク以上		三分

而シテ資本税率ニ増減アル時ハ歳入税率モ亦其割合ニ増減スル者トス 諺州ノ歳入税ハ累進非常ノ高度ニ上ラスシテ止ルト虽頗ル嚴急ナリト云フヘシ  
 フリブール州ニ於テハ人民ノ申告セシ歳入高若クハ政府ニテ兼認セシ歳入高ノ一分ヲ除キ租税ヲ免除スルノ法アリ其餘去スヘキ部分ハ歳入ノ多クニ由リ五百フランクニ至ラサル歳入ハ其十分ノ八ヲ除キ五百

フランクヨリ一千フランク迄ハ其十分ノ六二千フランクヨリ三千フランクマテハ十分ノ四三千フランク以上ハ十分ノ三ヲ除ク而シテ其税率ハ通例被税額ニ四分ヲ課スルヨ常トス是レ純然タル累進税ニアラス  
 寧ロ彼ノ英國ノ歳入税ニ於テ最下及ヒ次等ノ歳入ハ問税ヲ負擔スルノ重キヲ以テ之カ償補トシテ其幾分ヲ免除スルト相類スル者ナリ  
 ガンガル州ニ於テハ歳入ノ多クニ從ヒ分ツテ数等トナシ累進ノ法ヲ用ユ其資本税率十分ノ一ナルニ當リテ歳々税ヲ賦課スルヲ左ノ如シ

第一等	第二等	歳々額	税額
八〇〇ヨリ	一〇〇〇ヨリ	九九九フランク迄	一フランク
		一四九九フランク迄	二フランク

第三等	一五〇〇ヨリ	一九九九	一三	四
第四等	二〇〇〇ヨリ	二四九九	七	七
第五等	二五〇〇ヨリ	二九九九	一	一
第六等	三〇〇〇ヨリ	三四九九	一	六
第七等	三五〇〇ヨリ	三九九九	二	二
第八等	四〇〇〇ヨリ	四四九九	三	〇
第九等	四五〇〇ヨリ	四九九九	四	〇
第十等	五〇〇〇ヨリ	五四九九	五	一
第十一等	五五〇〇ヨリ	五九九九	六	三
第十二等	六〇〇〇ヨリ	六四九九	七	六
第十三等	六五〇〇ヨリ	六九九九	九	〇
第十四等	七〇〇〇ヨリ	七四九九	一〇	五
第十五等	七五〇〇ヨリ	七九九九	一	二

第十六等	八〇〇〇ヨリ	八四九九	一	三	八
第十七等	八五〇〇ヨリ	八九九九	一	五	七
第十八等	九〇〇〇ヨリ	九四九九	一	七	七
第十九等	九五〇〇ヨリ	一〇〇〇〇	二	〇	〇

歳入一萬フラシク以上ハ百フラシク毎ニニフラシク  
 五十ヤシテ一ムヲ拂ハシム談州ノ累進法ハ他州ニ比  
 スレハ頗ル緩ニシテ五千フランクノ歳入ヲ有スル者  
 ハ僅カニ其一分ヲ負ヒ三十フランクノヲ有スル者ハ千  
 分ノ五ヲ負フニ當リテ一萬フラシクノヲ有スル者ハ二  
 分ヲ負フ加之ナラス其累進甚タシキニ至ラスシテ止  
 マル如何トナレハ歳入ノ一萬フラシクノヲ超ユル者ハ  
 悉ク同一ノ税率ヲ課スレハナリ  
 テツサシ州ニ於テハ歳入税ノ累進一層歩ヲ進ムト虽

只其歳入額ノ多キニ従ツテ階級ヲ加ヘシノミ平素徴課スル所ノ税率ハ左ノ如シト虽止ヨ得サルヲアレハ増課スルヲ得ル者トス

四百フラン以下ノ歳入ハ歳入税一フランクヲ課ス

歳入額	被税額	税額	税率
四〇一フランクヨリ	初ノ	四〇〇フランクハ	一フランク餘ハ〇分ニ五
八〇一フランクヨリ	全	八〇〇フランクハ	ニフランク全 〇分五
一ニ〇一フランクヨリ	全	一ニ〇〇フランクハ	四フランク全 〇分七五
二〇〇一フランクヨリ	全	二〇〇〇フランクハ	一〇フランク全 一分
三〇〇一フランクヨリ	全	三〇〇〇フランクハ	ニ〇フランク全 一分五
五〇〇一フランクヨリ	全	五〇〇〇フランクハ	五〇フランク全 二分
一〇〇〇一フランクヨリ	全	一〇〇〇〇フランクハ	一五〇フランク全 三分

是レ則チ歳入ノ増加ニ従ツテ税率ヲ累進スル者ナリ然レトモ其全額ニ累進税ヲ課スル者ニアラサルナリ

歳入額四萬フラン以上ハ總テ五分ノ税ヲ拂フハ重シト云ハサルヲ得ス加フルニ該法ニ據ル時ハ收入高多カラサルヘシ如何トナレハ五千フラン以上ノ歳入ハ僅カニ一分ノ税ヲ負ヒ三千フラン以上ノ歳入ハ四分ノ三ニ過キサレハナリ若シ該法ニ依テ相當ノ收入ヲ得ント欲セハ悉ク其税率ヲ三倍セサルヘカラス然ル時ハ四萬フラン以上ノ歳入ヲ有スル者ハ一割五分ノ税ヲ負擔シテ州ニ於テハ巨産ヲ有スル者殆んど將ニ跡ヲ絶ツニ至ルヘシ

二〇〇〇一フランクヨリ	全	二〇〇〇〇フランクハ	四五〇フランク全 四分
四〇〇〇一フランクヨリ	全	四〇〇〇〇フランクハ	一四五〇フランク全 五分

トルゴワイ州ニ於テモ亦歳入ノ等級ヲ分テ累進税法ヲ以テ歳入税ヲ課ス詠州ニ於テモ尚他ノ州郡ニ於ケルカ如ク資本税ヲ課シ歳入税ノ税率ハ資本税々率ノ多クニ從ツテ變動ス其資本税率一分ナルニ當リテハ歳入税ハ左ノ割合ニ據リテ徵課スル者トス

歳入額	税率
第一等	二〇〇フランクマテ
第二等	二〇〇フランクマテ
第三等	四〇〇フランクマテ
第四等	六〇〇フランクマテ
第五等	八〇〇フランクマテ
第六等	一〇〇〇フランクマテ
第七等	一四〇〇フランクマテ

第八等 一七〇〇フランクマテ  
 第九等 二〇〇〇フランクマテ  
 第十等 二六〇〇フランクマテ  
 第十一等 二六〇〇フランク以上

資本税一分ナルニ當リテ右ノ税額ヲ課スル者ニシテ若シ資本税率二分ナル時ハ右ノ税額倍スル者ト知ルハシ右ノ累進税ハ二千六百フランクノ歳入ニ至リテ止リ餘ハ同一ノ率ヲ課スル者ニシテ敢テ重斂ナリト云難シ小歳入ハ同税ヲ負擔スルノ割合ニ重キヲ以テ其賦課ヲ輕フスルハ當然ノ事ト云フヲ得ヘシ

ゼ子一フニ於テハ資本税ノ制アリ亦累進ノ法ヲ用ユ詠州ハ古来ヨリ行ナフ所ノ者ニシテガドト称シ五千フランクヨリ五萬フランクニ至ルマテノ財産ハ千

分ノ五ヲ課シ五萬ヲランク以上ハ一分ヲ課セリ然レトモ斯ノ如キ薄税ハ以テ累進税ト称スルヲ得ス其小産ノ賦課ヲ減スルハ至當ノ償補ニシテ尚英國歳入税ノ徵課法ト相均シキ者ト云フヘキナリ

尚他ノ瑞士諸州ニ於テ此類ノ税法ヲ行ナフ者ガナカラス殊ニグラリース州ソリエール州ズーゲ州ウンテルワリルデンレハウト州ノ如キヲ最トナス千八百七十六年又シヤラル州ニ於テ歳入及ヒ資本ニ累進税ヲ課センコトヲ計レリ其法累進ヲ限リ非常ノ重税ニ至ラサルヲカム九ノ表ニ於テ被税者ノ豫算人員及ヒ各級ノ收入ヲ合セテ徵收法如何ヲ見ルヘシ

スシヤラル州資本税累進法ノ象算

被税者人員 各級平均	財產額	徵收額	徵收率
至	0	0	0
一	100000	10000	10%
二	200000	20000	10%
三	300000	30000	10%
四	400000	40000	10%
五	500000	50000	10%
六	600000	60000	10%
七	700000	70000	10%
八	800000	80000	10%
九	900000	90000	10%
一〇	1000000	100000	10%

千八百七十四年、收稅簿ニ據テ被稅者ノ等級ヲ定ム



者ナリ 但し當年ノ租税ハ此例法ナリ

財産額	被税資本額	毎千フランノ税率	收入豫算額
四〇〇〇	一六八九八〇〇〇	十分一	一六八九八〇
七〇〇〇	五三五五〇〇〇	十分一ノ十分一	五三九〇五
一五〇〇〇	二八八七五〇〇〇	十分一ノ十分二	三四六五〇五
二五〇〇〇	二一八七五〇〇〇	十分一ノ十分三	二八四三七五〇
一五〇〇〇	一八九〇〇〇〇〇	十分一ノ十分四	二六四六〇
一五〇〇〇	一三二〇〇〇〇〇	十分一ノ十分五	一九八〇〇
一五〇〇〇	一六二五〇〇〇	十分一ノ十分六	二六〇〇五〇
一五〇〇〇	二一三七五〇〇〇	十分一ノ十分七	三六三三七五〇
一五〇〇〇	一五八五〇〇〇〇	十分一ノ十分八	二六四三〇
一五〇〇〇	一六一〇〇〇〇〇	十分一ノ十分九	二九九〇
一五〇〇〇	一一七〇〇〇〇〇	十分一ノ十分一〇	二三四〇〇
一五〇〇〇	五二五〇〇〇〇	十分一ノ十分一	一一〇二五
一五〇〇〇	五二五〇〇〇〇	十分一ノ十分二	九三三〇
一五〇〇〇	一九〇〇〇〇〇	十分一ノ十分三	四三〇
一五〇〇〇	二二七五〇〇〇	十分一ノ十分四	三三三三三〇
一五〇〇〇	二二七五〇〇〇	十分一ノ十分五	五三三三三〇
一五〇〇〇	二二七五〇〇〇	十分一ノ十分六	五三三三三〇
一五〇〇〇	二二七五〇〇〇	十分一ノ十分七	五三三三三〇
一五〇〇〇	二二七五〇〇〇	十分一ノ十分八	五三三三三〇
一五〇〇〇	二二七五〇〇〇	十分一ノ十分九	五三三三三〇
一五〇〇〇	二二七五〇〇〇	十分一ノ十分一〇	五三三三三〇

右ノ計畫ニ由レハ二百万若クハ三百万フランノ財  
 産ヲ有スル者ト虽五万フラン以下ノ財産家カ負擔  
 スル所ノ二倍半ノ税率ヲ負フニ過キサルヲ以テ頗ル  
 薄歛ナル累進税ト云フヘキナリ  
 九ノ表ハ同時ニ計畫セシ所得税ノ累進法ヲ示メス者  
 ニシテ合セテ各級被税者ノ数及ヒ收入豫算額ヲ表ス



均歳入額	被税歳入額	毎百ラシク税率	收入豫算額
六〇〇	二五六一四〇〇	一分	二五六一八四
三五〇〇	一四三三〇〇〇	一分十分一	一五七八五
四五五〇	八九一八〇〇	一分十分二	一〇七〇〇
五五〇〇	五八三〇〇〇	一分十分三	七五七九
六五〇〇	三四五〇〇	一分十分四	五二〇一
七五〇〇	四五〇〇〇〇	一分十分五	六七五〇
八五〇〇	三〇四〇〇〇	一分十分六	三三六〇
九五〇〇	三三三三〇〇	一分十分七	四六四九
一〇〇〇	二〇九〇〇〇	一分十分八	三六六一
三五〇〇	一〇二五〇〇	一分十分九	六四三
四五〇〇	一五七〇〇〇	二分	三五〇〇
五〇〇〇	三三〇〇〇〇	二分十分一	七三三〇
五五〇〇	四〇〇〇〇〇	二分十分二	一〇三三〇
六〇〇〇	五〇〇〇〇〇	二分十分三	一三五〇〇
六五〇〇	六〇〇〇〇〇	二分十分四	一八五〇〇
七〇〇〇	七〇〇〇〇〇	二分十分五	二二五〇〇
七五〇〇	八〇〇〇〇〇	二分十分六	二七五〇〇
八〇〇〇	九〇〇〇〇〇	二分十分七	三三五〇〇
八五〇〇	一〇〇〇〇〇〇	二分十分八	四〇〇〇〇
九〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	二分十分九	四七五〇〇
九五〇〇	一二〇〇〇〇〇	二分十分一〇	五五〇〇〇
一〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	二分十分一〇	六三〇〇〇

又シヤテルニ於テハ千八百七十六年三月二十四日ニ  
 十五日二十六日ノ三日ニ於テ討論ノ末累進税ノ説遂  
 ニ寡數ヲ以テ破レ旧ニ依リ比例税ヲ課セリ當時累進  
 税ヲ非トセシ者ハ七千六百二十四人ニシテ之ヲ可ト  
 シテ投票セシ者ハ僅カニ四千二人ナリスシヤテル人  
 民ノ為ニハ一名譽ト称スヘシ  
 右ノ計畫ハ敢テ大ニ難スヘキ者ナシト虽其主義ニ於  
 テハ累進ヲ免レサル者ニシテ忌ヘキ者アリ讀者意ヲ  
 用ヒテ右ノ二表ヲ吃味セハ余輩カ諛篇ニ論スル所ニ  
 於テ大ニ覺ルアラシ其賦産ニ於ケルモ歳入ニ於ケル  
 モ巨大ナル者ハ實ニ一小部分ニシテ累進税ヲ以テ收  
 入ヲ得ル純然タル比例税ヨリ多キヲ望ムハ笑フヘ  
 キノ至リナリ又シヤテル州民ノ私有財産ノ物額ハ凡

ソ四億一百万フランクニシテ五万フランク以下ノ小  
財産ノ全額ハ一億六千九百万フランクナルヲ以テ之  
ヲ見レハ全州人民財産ノ五分ノ二餘ハ小財産ニアリ  
十万フランク以下ノ財産ハ二億二千二百万フランク  
全州民財産ノ半ニ過キ三十万フランク以下ノ財産ハ  
其四分ノ三ニ過ク六十万フランク以上ノ財産ハ四十  
六百万フランクニ過キ實ニ全州民財産ノ八分ノ一ニ達セス  
然リト虽談州ノ如キハ人民能ク業ヲ励ミ開明ノ上位  
ニアル者ナリ

其歳入ノ状ヲ見ルニ尚之ヨリ甚クシヌシヤレル州民  
歳入ノ全額ハ三千一百万フランクニシテ其六分ノ五  
ハ二千五百六十二万八千フランクニシテ其六分ノ五  
ノ歳入ニアリ一百万フランク以上ノ歳入ハ僅カニ全額

ノ三十分ノ一ニアリ若シヌシヤレルニ於テ財産ノ大  
小ヲ問ハス同一ニ起算税率即チ千分ノ一ヲ課セハ資  
本ノ原額ハ四億一百万フランクニシテ其累進税ノ原  
高ハ四十萬千八百八十フランクヲ得ヘシ其累進税ノ原  
案ニ由ル時ハ收入高五十二萬三千六百三十六フラン  
クニシテ其多キ一僅ニ四分ノ一ニ過キス又歳入ニ大  
小同一ノ税率一分ヲ課スレハ其原額ハ三千百二萬七  
百フランクナルヲ以テ收入高三十一萬二千六百六十  
トナル累進税ヲ以テスル時ハ三十三萬四千二百六十  
六フランクニシテ比例税ノ收入ヨリ多キ一ニ萬四千  
フランクナリ(僅ニ八分)然ラハ則チ此僅々タル者ヲ得  
ント欲シテ危キヲ侵スハ敢テ得策ニアラカルナリ加  
フルニ累進ノ法ヲ行ナフ時ハ衆皆下級ニ入ランヲ欲

シテ告ルニ実ヲ以テセス如何トナレハ其歳入ヲ蔽匿  
シ得ル時ハ其實額ト申告額ノ差ニ課税ヲ免レ加フル  
ニ下級ニ入ルヲ以テ税率輕キヲ得レハナリスシヤテ  
ルニ於テ此法案ノ論題タルニ當リテ論者云ヘルアリ  
ズーリツクノ累進税ハ頗ル輕シト虽其成績タル歎ス  
ルニ堪ヘタリ諛州ニ於テハ財産ヲ蔽匿スルヲ甚クシ  
ク資本ノ外國ニ移ル者多クシテ近年ニ至リテハ被税  
資本ノ額三百方フランクヲ減セリト

右ニ歴擧スル所ニ於テ見レハ瑞士國諸州ノ実  
驗ハ以テ累進税ノ善良ナルヲ証スルニ足ラス其行ナ  
フ所ノ者ハ僅ニ累進ノ一班ニ過キサル者ニシテ皆多  
クハ六千八百若クハ一萬フランクノ歳入ニ至リテ止  
マリ未タ嘗テゼアン、バプチスト、ゼー氏カ望ムカ如ク

數百千アラシクノ歳入ヲ有スル者ニ特殊ノ苛斂ヲ加  
ヘント欲スル者ヲ見ス故ニ特ニ小歳入ニ輕課スルハ  
英國ノ歳入税ニ於ケルカ如ク間税ノ償補ト見做スモ  
妨ケナカルヘシ加之ナラス瑞士諸州ノ實驗ヲ以テ累  
進税率ヲ重フスルモ收入ヲ増加スヘキヲ証セサルナ  
リ瑞士諸州ノ累進税ハ僅々タル收入ヲ得ンカ為メニ  
スル租税ニシテ税率ヲ重フシ巨額ノ收入ヲ得ンカ為  
メニスル所ノ累進税ニ至リテハ資本税歳入税共ニ未  
タ嘗テ實驗セシ者ニアラサルナリ是故ニ累進税ハ之  
ヲ緩ニスレハ画餅ニ過キス如何トナレハ其收入スル  
所ノ者ハ比例税ニ過キサレハナリ之ヲ嚴ニスレハ望  
キニ堪ヘサル者アリ其結果タルマ資本ヲ蔽匿シ或ハ  
民ノ財産ヲ没入シ或ハ資本ヲ外國ニ移スニ至ラン

然ルニ其形ハ累進税ニシテ其實比例税ニ近キ者アリ  
是レ方今ノ財政論者カ未タ明カニ區別セサル所ナリ  
余輩ヲ以テ之ヲ見レハ此類ノ税法ハ敢テ大ニ難スヘ  
キ者ナキカ如シ請フ其例ヲ擧ケン

千七百九十一年一月十八日ノ条例ヲ以テ佛國ノ委員  
總會ハ家賃ニ基ヒテ動産税ヲ課スヘシトシ累進ノ法  
ヲ用ヒタリ然ルニ此法タル議員等カ果シテ累進税ヲ  
行ナハント欲セシニアラス又其實累進税ニアラス只  
其形ニ於テ累進法タルノミ談法ニ從フ時ハ下民ハ富  
民ニ比スル時ハ家賃ニ給スル歳入ノ部分多キ者トシ  
動産ノ歳入ヲシテ其比例ヲ得セシメント計リ家賃  
ノ高ニ應シテ歳入ノ等級ヲ定メ一百フランクノ家賃  
ヲ拂フ者ハ其歳入ヲ家賃ノ一倍ト定メ百一フランク

ヨリ五百フランクニ至ルマテノ家賃ヲ拂フ者ハ歳入  
ヲ其三倍トシ五百一フランクヨリ一千フランクマテ  
ハ歳入ヲ其四倍トシ逐次ニ増加シテ一万二千フラン  
クニ至ル其餘ハ悉ク家賃ノ十二倍ヲ以テ歳入ト見做  
セリ然レトモ被税者カ地租トシテ拂ヒシ部分ハ計算  
額ヨリ之ヲ除キ其殘額ニ上下共ニ二十分一ノ動産税  
ヲ課スヘシトセリ

若シ特ニ家賃ノ點ヨリ之ヲ見レハ右ノ動産税ハ累進  
税ナリ然ルニ當時議員ノ意ヲ推シ歳入ノ點ヨリ之ヲ  
見レハ純然タル比例税ナリ議員ノ意ハ則チ純然タル  
比例税ニシテ毫モ税率ヲ偏重ニシ富民ノ負擔ヲシテ  
下民ノ負擔ヨリ重カラシメント欲セシ者ニアラス只  
談法ハ則チ國民ノ歳入ヲ算スルノ良法ナリト思惟セ

シノミ之ヲ實施スルニ至リテハ其當ヲ得サルヘシト  
虽其主義ニ於テ敢テ違背スル所ヲ見サルナリ  
委員惣會ニ於テ定メレ所ノ計算法ハ未タ以テ精密ニ  
シテ誤リナキ者ト云フヲ得ス若シ小歳入ヲ有スル者  
ハ中歳入ヲ有スル者ニ比シテ其家賃ニ費ヤス所ハ果  
シテ多キモ之ヲ以テ巨額ノ歳入ヲ有スル者カ家賃ニ  
費ヤス所ハ歳入ノ一小部分ニ過キカル者ナリトスル  
ハ誤レルノ甚クシキ者ト云フヘシ我佛國ノ如キ市府  
ノ巨額ニ住シ或ハ府外ノ城砦ヲ家トスル者ハ居住ノ  
為ノニ費ヤス所ハ其歳入ノ六分ノ一若クハ四分ノ一  
甚クシキハ三分ノ一ニ達スル者アリ價格百萬フラン  
クノ巨額ヲ有スル者ノ財産ハ多クハ五百萬若クハ六  
七百萬フランクニ過キス又五十万フランクノ巨額ニ

在ル者ハ其財産殆ント皆三四百萬フランクニ過キス  
是ヲ以テ之ヲ見レハ富民カ家賃ニ費ヤス所ノ者ハ其  
歳入ニ應セス或ハ四分ノ一ヲ費ヤシ或ハ六分ノ一ヲ  
費ヤス者ト云フヘシ非常ノ場合ニ於テ或ハ之ヨリ少  
ナキ者アルノミ是レ則テ佛國市民現時ノ景況ナリ  
由是觀之ハ千七百九十一年ニ於テ議員カ定メシ計寬  
法ハ精密ナルヲ得ス萬一當年ニ於テハ精密ナルモ方  
今ニ在リテハ決シテ精密ナル能ハス然リト虽其動産  
税ハ決シテ累進法ヲ以テ偏重ノ税ヲ課セントセシニ  
アラズ只其此ニ至リシバ實ニ偶然ノミ  
諸國ノ動産税ヲ課スル者皆多ク累進ノ形アリ然ラレ  
レハ歳入ニ對シテ比例税タルヲ得ス是レ佛國ノ大府  
殊ニ巴里府ニ於テ現行スル所ノ者ナリ巴里府ニ於テ

四百「フランシク」以下ノ家賃ハ屢々税ヲ課セス四百「フラ  
ンク」以上ハ之ヲ分ツテ數級トナシ級ニ應シテ税率ヲ  
定ム凡ソ中等ノ家賃ヲ拂フ者ハ三分若クハ四分ヲ課  
シ是ヨリ以上ハ六分若クハ七分其最モ大ナル者ハ一  
割若クハ一割一分ヲ課ス  
此徵課法ハ以テ當然トナスヘシ之ヲ以テ各種ノ直税  
ニ於テ小歳入ノ税ヲ除スルト同意ナリト云フモ可ナ  
ルヘシ其家賃ノ多寡ニ從ツテ税率ヲ數等ニ分ツハ其  
級ヲ少ナフシ税率ヲ輕フシ其最モ重キ者ヲシテ決シ  
テ家賃ノ一割若クハ一割一分（譬ハハ）ヲ過キカラシメ  
ハ敢テ不可ナル所ナシ然リト雖談税ノ性質タル常ニ  
臆測ノ恐れアリ之ヲ避ケント欲セハ其税率ヲ定ムル  
ニ當リテ宜シク調査ヲ精密ニシ（氏習ヲ考究シ以テ家

賃ト歳入トヲ比較シ然ル後歳入ヲ定ムヘシ如何トナ  
レハ若シ租税ヲシテ家賃ニ於テ能ク累進ノ割合ヲ得  
セシメハ歳入ニ於テモ亦能ク比例ヲ得ハケレハナリ  
累進税ヲ非トスル所ノ經濟學者テ、ハリユ一氏（ロツシ  
一氏（マク）ラツク、氏ノ如キモ談法ヲ以テ家賃ニ税スル  
ハ敢テ非トセサル所ナリ千八百五十二年（ロドモン  
トノ上議院ニ於テギユリオ氏（カ）論セシ所ノ者ハ能ク  
談法ノ真理ヲ辨シ得タル者ナリ氏ハ談税ノ累進法ハ  
決シテ比例税ノ精神ニ背カサル者ニシテ談國ノ条例  
ヲ犯スセ、ノニアラスト（チ）シ之ヲ論シテ曰ク若シ税率  
累進シテ非常ニ重ク遂ニ被稅者ノ力ニ應セサルニ至  
ル時ハ条例ニ戾ル者ト云フヘシ然ルニ家賃ノ價格ニ  
基キ税法ヲ定ムル時ハ之ニ比例シテ税ヲ課スル者ニ



アラス故ニ家賃價格ヲ以テ被課物ト稱スヘカラス被  
課物ハ則テ被稅者ノ歲入若クハ歲入ヲ得ル所ノ財源  
若クハ人民ノ富ニアリ然リト虽其財源ハ未タ必スシ  
モ家賃ト相比例セサルチリト又ギユリ才氏ハ佛國ノ  
千七百九十一年ノ法ヲ引証シテ曰ク方今以本利ニ於  
ケルモ亦千七百九十一年ノ佛國ニ於ケルモ人民カ家  
賃ニ費ヤス所ノ者ハ歲入ノ小ナルニ從ツテ割合ニ多  
キハ疑ヲ容サルナリ故ニ若シ家賃ヲ以テ租稅ヲ賦課  
スル所ノ標準トセスシテ偏ニ人民ノ富ノ大小ヲ表  
スル者トナシテ之ヲ見レハ家賃ノ多キ者ニ稅率ヲ增  
課スルモ敢テ條例ヲ犯ス者ト云フヘカラス尤モ其累  
進ヲ急ニシテ被稅歲入ヲ全没スルニ至レハ之レ條例  
ヲ犯ス者ナリト

ギユリ才氏ノ論スル所ハ頗ル其當ヲ得タリト云フハ  
シ元來中等以上ノ民ハ下民ニ比シテ間稅ヲ負フノ輕  
キヲ以テ直稅ヲ負擔スルヲ少シク重キハ却テ平均ヲ  
得ル者ナリト云フモ敢テ毫モ累進稅ノ弊ニ陷ルノ患  
ナカルヘシ其外形ニ於テハ累進稅ニ似テ其實却テ國  
家ノ財政法ニ於テハ上下ノ比例ヲ平均スル所ノ稅法  
ヲ用ユル者少ナカラズ請フ諸國殊ニ英國カ所得稅率  
ヲ定ムル制度如何ヲ陳セン  
英國ニ於テ歲入ニ新稅ヲ課スル時ハ一百ポント即チ  
二千五百ポント以下バ小歲入ヲ除クヲ常トス此法  
タル權理上實際上ニ於テ其然ルヘキノ理アリト云フ  
ヘシ夫ハ人口ニ膾炙スル所ノ必要最低點トハ余輩ヲ  
以テ見ル時ハ無益ノ言ナリ如何トナレハ第一人生必

需ハ最低點ハ國ニ由リテ同シカラス時ニ由テ之ヲ異  
ニス何ヲ以テカ能ク至當ノ點ヲ定ムルヲ得ン第ニ民  
治ノ國ニ在リテハ殊ニ我佛國ノ如キハ下民ト雖皆均  
ク參政ノ權ヲ有スル者ニシテ各々失政ノ責ニ任セサ  
ルヘカラサル者ナレハナリ故ニ必要最低點ノ說ハ言  
ヘクシテ行ナフヘカラサルモノト云フヘシ然リト雖  
諸國カ歳入稅若クハ動產稅ヲ課スルニ當リテ小歳入  
ニ稅ヲ除カント欲スルハ至當ノ理アリ凡ソ國トシテ  
國稅ニモアレ地方稅ニモアレ間稅ヲ以テ酒類、塩、珈琲、  
砂糖、烟草ノ如キ要品ニ課セサル者ナカルヘシ諛稅ハ  
小産者ニ重ク巨産者ニ輕キノ患アリテ負擔ノ平均ヲ  
得サルモノナリ故ニ其避クヘカラサルノ不平均ヲ矯  
メカ爲メニ直稅ニ於テ幾許ク償補ヲ與フルハ當然

ノ理ナリ然リト雖其免除ヲ行ナフハ常ニ極ノテ歳入  
ノ小ナル者ニ止マラサルヘカラス英國ニ於テハ二十  
五百フランク百ポンド以下ノ歳入ハ之ヲ除シ合衆國  
ノ如キハ家賃ノ外紙幣ニテ六百弗以下ノ歳入ハ之ヲ  
除セリ然ルニ當時合衆國ニ於テ紙幣ノ價格三割ヲ失  
ヒシヲ以テ金貨ノ價格ハ二千五百フランクニ過キス故  
ニ家賃ヲ合セテ合衆國ニ於テハ二千六七百フランク  
以下ノ歳入ニ免除ヲ行ナヒシ者ナリ佛國ノ如キハ二  
千フランクヲ以テ諛點トセハ可ナラン多ク之ヲ免ス  
ハ得策ニアラス如何トアレハ多少歳入ヲ蔽匿スルハ  
常ニ免レサル所加フルニ佛國ノ如キハ富ノ分配平均  
ナルヲ以テ免除點ヲ大ニスル時ハ租稅ハ收入額ヲ減  
スルノ恐レアレハナリ

實際上ニ於テハ同一ノ直税ヲ徵收スルノ難キ之レト  
リ余輩ハ後篇ニ於テ其難キ所以ニテ論スハシ假令ヒ  
佛國ニ於テ下民ニ至ルマテ三フランクノ分頭税ヲ課  
シテ成效アリシニモセヨ普魯士ニ於テクラセシスト  
イヤト稱スル歳入税ノ類ヲ以テ最下ノ歳入ニ至ルマ  
テヨ税セシニモセヨ直税ヲ以テ下民ニ課スルノ難キ  
ハ皆老練家ノ見ヨ同フスル所ナリ然リト虽若シ國ニ  
間税ノ法ナケレハ苟モ參政權ヲ有スル所ノ人民ハ如  
何ナル租税ト虽悉ク負擔スヘキハ論ヲ待タカレナリ  
英國ノ歳入税ニ累進ノ形アル者ハ只ニ十歳入ヲ免除  
スルノミニアラス中等ノ歳入モ亦時トシテハ税率ヲ  
輕フシ時トシテハ歳入ノ一部ヲ除シテ税ヲ課セサル  
ヲ以テ多クノ惠ヲ受クル者ナリ千八百六十一年ヨリ

千八百六十三年ノ間ハ二千五百フランク以下ノ歳入  
ハ悉ク税ヲ免シ二千五百フランクヨリ三千七百五十  
フランクニ至ル迄ハ百ポンドヨリ百五十ポンドニ至  
ル迄一ポンドニ付六ペンス即チ二分五ヲ拂ヒ三千七  
百五十フランク以上ハ悉ク一ポンドニ付九ペンス即  
チ三分七五ヲ拂フ者トセリ千八百六十四年以後ナシ  
ク徵課ノ法ヲ改メ中等ノ歳入ニ税率ヲ輕減スル法ヲ  
廢シ百ポントヨリ二百ポント即チ二千五百フランク  
ヨリ五千フランクニ至ル迄ハ歳入ノ六十ポンド即チ  
千五百フランクヲ除キ其餘ニ税ヲ課スヘキ者トシニ  
千五百フランク以下ノ歳入ハ旧ニ依リテ税ヲ免セリ  
然レトモ二千五百フランク以上ノ歳入ハ其大小ヨ同  
ハス一般ニ同一ノ税率ヲ賦セリ故ニ中歳入ハ其千五

百フランクヲ無税トシ五千フランク以上ハ悉ク税ヲ課セリ千八百七十二年ニ於テ免税ノ額ヲ擴ケ中等歳入二千五百フランクヨリ七千五百フランク迄ハ百ポンドヨリ三百ポンド迄二千フランク(八十ポンド)ヲ以テ免税額トセリ

訣法タル其形ハ則チ累進税ナリト虽其实ハ間税ノ不平均ヲ平均スル者ニシテ頗ル當然ノ制ト称スヘシ故ニ若シ佛國ニ於テ人民ノ歳入ニ税ヲ課シ二千フランク以下ノ歳入ハ全ク税ヲ免シ二十フランクヨリ三千フランク若クハ四千フランクニ至ル迄ハ一分五乃至二分ヲ課シ餘ハ三分乃至四分ヲ課セハ余輩ハ之ヲ称シテ良法ト云ハン

斯ノ如キ税法ハ頗ル有益ナリトス然リト虽之ヲ行ナ

フニ當リテハ宜シク累進法ヲシテ專ラ財政法ノ平均ヲ得セシムルヲカムヘシ而シテ全ク税ヲ除スル者ハ極メテ小額ニ止マリ中等歳入ハ税率ヲ輕減シ若クハ其一部分ノ税ヲ免スルヲ要ス然ル時ハ全國ノ租税歳入ノ大小ヲ問ハス上下一般負擔ニ偏重ナク國民皆應分ノ安逸ヲ樂シムニ足ラン



